

## 中華人民共和国における刑法思想と刑事制度(一)

飯 田 忠 雄

### 一 は し が き

#### 二 内戦・抗日国共合作時期における刑法思想と刑事制度

##### 一 湖南省農民運動の視察報告にあらわれた刑法思想

(一) 湖南省の農民運動に現れた農会独裁と懲罰および禁令

(二) 毛沢東の視察報告にあらわれた農民暴力の評価と刑法思想

#### 二 中華ソビエト共和国時代における刑法と刑事司法制度

(一) 中華ソビエト共和国時代における刑事立法

(二) 中華ソビエト共和国における刑法思想

(三) 中華ソビエト共和国における司法機関と司法手続

(四) 中華ソビエト共和国の法的性格と、その存在時期及びソビエト法廷の性格(以上本号)

#### 三 抗日国共合作期における辺区の刑法と刑事司法制度(以下次号)

四 一九四五年以後建国までの時期における辺区および解放区における刑法と刑事司法制度

五 内戦・抗日時期における刑法の形式過程における刑法思想の内容

- 三 建国後における司法制度の確立と刑法論争の概要
- 四 文化大革命後における刑事責任の考え方と犯罪観
- 五 孔子批判は刑法思想とどう関連するか

## 一 は し が き

今日、中国では、林彪批判・孔子批判の大衆運動が、各地で深く掘り下げて展開されている。人民日報の社説は、<sup>(1)</sup> 批林・批孔は中国における当面の重大な階級闘争であり、イデオロギーの分野における徹底した革命であると述べている。また、北京周報によれば、<sup>(2)</sup> 中国の孔子批判は、広く労働者・農民・兵士が国家の主人公としての姿勢で、積極的に運動の主力軍となつて参加している重大な政治闘争であるとされている。なぜ、このような批判運動が起つたのであろうか。

孔子が復古主義者であり、支配階級擁護の反動思想家であることは、中国の中山大学哲学部主任・楊采国教授が一九七三年八月七日付の人民日報に発表した「孔子——頑固地维护奴隶制的思想家」<sup>(3)</sup>（頑迷な奴隶制擁護の思想家——孔子）により、明快に指摘された。この孔子の思想と教えは、二千数百年来今日まで中国の封建的同族支配体制における政権・族権・神権・夫権という四種類の権力をささえ正当化する根拠を与えてきた。<sup>(4)</sup> 各時代の支配階級は、この四種類の権力を保護することによって、その体制を維持し、その体制の正当性を保障するための法律・制度の確立を目指してきた。各時代の支配階級が、こうした体制の法の正当性を保障する孔孟の道の説得力に期待してきた

ことは、歴史的事実である。孔孟の超歴史的・抽象的・反動的道德観念は、長年の間に中国の人民を知らず知らずの間に虫ばんできた。こうした旧時代の残りかす思想は、案外に根づよく、一応革命が成功したかにみえる中国においても、次から次へと修正主義の思想と、それに基づく体制作りを復活しようとする。そうであってみれば、中国の現在において、イデオロギー的革命を行なうための孔子批判に本腰を入れざるを得ない理由があると思われる。

ところで、私が本稿で問題として取り上げようとすることは、孔子批判そのものではない。しかし、中華人民共和国の刑法思想と刑事制度が中国共産党の政策の反映であることはいうまでもないことである。党の政策が具体的かつ歴史的なものである以上、法や制度もまた具体的かつ歴史的なものであって、階級外で抽象的に考えられたものではあり得ない。中国が置かれた特定の時期の特定の社会経済構成の条件下においてのみ、法も制度も、正しく理解されうるであろう。そうであれば、孔子批判は、中国刑法に無縁ではあり得ないであろう。

右のような考え方は、史的唯物論の観点に立って、法・制度を分析して、把握しようとするものであると思われるが、中国の刑法の正確な把握は、この立場において刑法を分析して、はじめて可能となるであろう。当時の階級闘争の情勢に基いて、刑法がどの階級の立場に立っているか、その思想はどの階級の利益に奉仕しているかをみなければならぬからである。

私は、本稿において、右のような立場から中華人民共和国の刑法と刑事制度の本質的あり方を、中国共産党およびその政権によって発せられた文献に基いて、探求する試みをしたと考えている。そのために、若干の問題点を提起したい。その一は、孔子批判は、中国の革命倫理の根本にふれるものであり、中国刑法に深いかかわり合いが

なければならぬが、それは具体的にどうあらわれているか。それはいつからみられるか。その二は、一九五五年から一九六二年にわたって、「政法研究」誌に刑法についての論文が多く発表されたが、その多くは、一九五六年から一九五七年の間においてであり、一九五八年に苑明の「対中華人民共和国刑法总則講義」が発表されて以後は、一九六二年の初期に魏家駒・欧阳濤の「論資産階級罪刑法定主義的虚偽性」という論文がみられるにすぎない。このような現象は何故起ったのだろうか。その三は、中国における主要な刑罰法令は、革命を阻害する行為とくに反革命犯罪を中心として制定されており、国家体制が固まるに従って、刑罰法令の制定は影をひそめている。これは何故であろうか。その第四は、文化大革命においては、造反有理が唱えられ、文革派による実権派の打倒がなされたが、この場合、刑法はどのように変化したか、もしくは変化しなかったか。

以上の問題を、文献整理の都合上、抗日・内戦時期、建国後文化大革命まで、文化大革命時期、批林批孔時期に分けて、論究を試みることにする。

まず、内戦・抗日国共合作時期の刑法思想をみることから、はいつてゆくであろう。

- (1) 一九七四年二月二日付・人民日報社説、北京周報一九七四年第六号六頁以下に日語訳がある。
- (2) 北京周報一九七四年第六号九頁以下。
- (3) 人民出版社出版「批林批孔文章汇编」一頁―一四頁に収録されている。その日本語訳が北京周報一九七三年四一号六頁以下に掲載されている。なお、楊崇國「反動階級の聖人―孔子」が北京・人民出版社から出版されている。
- (4) 毛沢東選集第一卷（北京・外文出版社）四八頁―五三頁参照。「中国の男子は、ふつう三つの体系的な権力の支配を受けている。それは、(一) 国から省、県、郷にいたるまでの国家の体系（政権）、(二) 本家の祖先廟、分家の祖先廟から家

長にいたるまでの同族の体系(族権)、(二)閻魔大王、県の守り神から村の守り神にいたるまでの冥界の体系および玉皇上帝(道教の最高神)からよろずの神と精霊にいたるまでの神仙の体系——これを総称した神冥の体系(神権)である。婦人となると、以上のべた三つの権力の支配のほかに、なお男子からの支配(夫権)をうけている。この四種類の権力——族権、神権、夫権は、封建的同族支配体系の思想と制度のすべてを代表しており、中国人民、とくに農民をしばりつけている太い四本の綱である。……」

## 二 内戦・抗日国共合作時期における刑法思想と刑事制度

### 一 湖南省農民運動の視察報告にあらわれた刑法思想

(一) 湖南省の農民運動に現れた農会独裁と懲罰および禁令 一九二七年三月、毛沢東は、党内外にあった農民の革命闘争に対する非難に答えるために、湖南省の湘潭(シァンタン)、湘郷(シァンシァン)、衡山(ホンシァン)、醴陵(リーリン)、長沙(チャンシャー)の五県の状況を三二日間にわたって調査し、報告書を書いている。この報告書は、農民が農会を組織し、主要な攻撃目標を土豪劣紳と不法地主に向けながらも、さらにさまざまな同族支配体系の思想と制度<sup>(1)(2)</sup>、都市の汚職官吏、農村の悪い習慣を打破することにも及ぼし、その結果、封建地主の何千年來の特権を打ちくだいていった状況<sup>(3)</sup>を述べている。

被支配階級に属する人民は、支配階級のつくり上げた制度の中での実践活動を通じて、その制度の本質を自覚してくるものであるが、自覚者を中心として組織化運動が発展するに従い、法律・制度により抑圧されていた人民は、それが支配階級の利益の擁護のためのものにすぎないことをさとるに至る。そして、意識的・組織的な経済闘争、

政治闘争の時期になると、人民は階級が階級を支配する法律・制度という客観世界の構造を改革し、人民の願望を完成させるための道具、仕組としての法律・制度に変化させなければならないと考えるに至るであろう。かくして、被支配階級は、革命行動を通じて、自からの願望を法へと転化させてゆく。人民の願いの表現が人民の法として形成され、支配者の法と対立してゆく。毛沢東の調査報告書は、こうした原理を、いみじくも立証しているように思われる。

毛沢東は、右の調査報告書の中で、農会を組織した農民が常軌をはずし、農村に一種の恐怖現象さえつくり出した状態を、党の内外で、「むちゃくちゃだ」と批判が高まったことに対して、次のように述べている。「同族支配体系の封建的な土豪劣紳と不法地主階級は、何千年来の専制政治の基礎であり、帝国主義、軍閥、汚職官吏の足場である。この封建勢力をくつがえすことこそ、国民革命の真の目標である。スンチュンシャン（孫中山）先生が四十年も国民革命に力をつくしてやろうとして、やれなかったことを、農民は数カ月のうちにやりとげた。これはすばらしいことだ。」これを「むちゃくちゃだ」というのは、「明らかに、地主の利益の側に立って農民の立ち上りに打撃をくわえる理論であり、あきらかに封建的な旧秩序を維持し、民主的な新秩序の確立を妨害しようとする地主階級の理論であり、あきらかに、反革命的な理論である。」<sup>(4)</sup>「そこでは、何万何十万の数限りない奴隷の群れ——農民が自分たちの生き血をすすする敵を打ち倒しつつある。農民のやっていることは完全に正しく、かれらのやっていることは、全くすばらしい！『すばらしい』これは、農民やその他の革命派の理論である。」<sup>(5)</sup>

この調査報告書に展開された理論は、今日中国において広くかつ徹底的に展開されている孔子批判の先駆をなす

ものであろう。これにより、毛沢東思想が前後一貫して、孔子批判の立場に立ち、同族支配体系の制度、封建的身分制度、天命の思想、鬼神崇敬宗教などを打倒し、奴隸的境遇に置かれていた人民を解放するものであることを示している。

次に、この調査報告書には、組織をもった農民集団の権力樹立の方法、旧制度の打倒の状況、農民の間に成立した禁止事項、その他人民の法の形成過程についての報告がなされている。<sup>(6)</sup>

当時の湖南省の農村においては、政治的に農民が地主に打撃を与え、農民による権力の形成を実現する方法として、清算、罰金<sup>(7)</sup>、寄附金の徴収、軽い詰問<sup>(8)</sup>、大デモ<sup>(9)</sup>、三角帽子をかぶせて村をひきまわす、県の監獄に入れる<sup>(10)</sup>、追放<sup>(11)</sup>、銃殺<sup>(12)</sup>が用いられた。これらの方法は、革命遂行の手段であるが、同時にそれらは、農民権力による一種の懲罰であった。<sup>(13)</sup>

右のような処罰は、人民の革命的要求から発生した階級敵に対する懲罰で、革命遂行の強力な武器となったといわれる。しかし、革命を遂行するために、農民が生み出した法は、それだけではなかった。中国共産党の指導によって農会が農村で権威を確立するにともない、農民の自覚は、いろいろな農民間での禁止事項を規定し、禁令により、違反者に、罰金を科するなどの処罰をした。

禁止行為のうち、最もきびしいものは、牌あそび、ばくち、および阿片吸食である。<sup>(14)</sup> これらの三悪習は、本来的に貧農、奴隸的階級のものではなく、支配階級の敗類性が生み出したものにすぎない。しかも、それは、人間の身心をむしばみ、生産労働への積極的参加の気風を失なわせ、社会を墮落させるものである。したがって、革命に立

ち上った農民にとって好ましくないものと決定されたので、この禁止に違反する者は、即座に処罰され、宥赦されることはなかった。<sup>(18)</sup> この三悪習を絶ち切ることに、風気が一新したと報告されている。<sup>(19)</sup>

農民が禁止もしくは制限した行為は、右の三悪習の外、花鼓（ホワクウ・田舎芝居の一種）の上演禁止、駕籠襲撃の禁止、酒醸造および餡製造の禁止、豚飼育数の制限、鶏およびあひるの飼育制限、宴会料理の簡素化の強制、牛屠殺禁止、ならず者の生活の禁止、その他、いろいろの有産階級の虚礼や迷信行為に類する行為の禁止などがあつた。<sup>(20)</sup>

これらの禁令には、「社会の悪習に対する反抗」と、「都市商人の搾取に対する自衛」<sup>(22)</sup> という二つの重要な意義が含まれていた。これは、貧農階級の革命行動には、必然的に伴う現象であると思われるが、革命時における人民の法の形成根拠を示すものであろう。

前述した「政治的に地主に打撃をあたえた懲罰」は、敵階級に対する貧農階級の独裁を示すものであるが、「農民のいろいろな禁令」は、貧農階級の権力の政治・経済支配のための政策である。<sup>(23)</sup> これらはともに、敵対矛盾に対する解決策であるともみることができるが、しかし、後者については、農民内部の自己教育の性質があることも、見落されてはならないであろう。

(二) 毛沢東の視察報告にあらわれた農民暴力の評価と刑法思想　毛沢東は、報告書の中で、「農会の権力が確立された地方では、地主の土地を没収し、土豪劣紳に罰金や寄附金を強制し、その家に多衆が押しかけて、食物を強要し、家宅に押し入って荒らし、事あるごとに土豪劣紳を逮捕して三角帽子をかぶせて村内をひき廻すなどして、



農村に一種の恐怖現象を作り出していることに對し、こうした行動は『ゆきすぎ』であり、『あやまりを正すのに、度をこした』ことであると非難するのは、特権階級の利益をまもる地主の理論であり、反革命的な理論である」旨述べている。<sup>(24)</sup>そしてまた、さきに述べたようなことは、「いづれも土豪劣紳や不法地主自身が、その勢力をたのみにしてのさばり、農民をふみつけてきたからこそ、生じたのであり、反抗や騒ぎが大きかったところは、すべて土豪劣紳や不法地主の悪事がひどかったところである。だれはきびしく処罰し、だれは軽くてよいか、それを農民は非常にはっきり計算しており、不当な処罰をするようなことは、めったにない」<sup>(25)</sup>とも述べている。

この報告書から知られることは、同族支配体系の封建的な土豪劣紳と不法地主階級が何千年来の専制政治の基礎であり、彼らの階級の法体制が貧農・雇農階級に對し、独裁を行ってきたことに對し、貧農・雇農階級が自からの階級的法体制をうち樹て、地主階級の独裁体制を打倒して、農民協会の地主階級に對する独裁体制を確立したことである。また、中国の古來からの封建的同族支配体系の思想と制度を代表しているものに、政權<sup>(26)</sup>、族權<sup>(27)</sup>、神權<sup>(28)</sup>および夫權<sup>(30)</sup>という四種類の権力があるが、この四権力が、地主の政權を打倒することによって、崩壊していったことである。

農民協会の独裁体制の確立は、農民協会が刑罰権を掌握したことを意味する。当時の湖南省の司法制度では、知事<sup>(30)</sup>が司法を兼掌し、担当の審判員が知事を助けて事件を審理していた。<sup>(31)</sup>当時の中華民國の刑法は、一九一二年三月一〇日公布の「中華民國暫行新刑律」であり、<sup>(32)</sup>裁判所組織法は、一九一五年六月二〇日公布の「法院編制法」であり、<sup>(33)</sup>刑事訴訟法は、一九二二年施行の「刑事訴訟条例」であった。<sup>(34)</sup><sup>(35)</sup>したがって、形式的には、湖南省にも、右の中

華民国の刑法・刑事訴訟法が施行されており、これによって、地主階級の権益は保護されていたことになる。そこに、華民国が施行した刑法・刑事訴訟法を排除して、農民協会の権力の下に、人民の刑罰権が樹立されたのである。このことは、支配者の法に相対立して人民の法が樹立されたことであり、その限りにおいて、支配階級の法は空洞化したことになる。

こうした状態について、毛沢東の思想からは、人民の法（農民の行動を規律するもの）に道理があるから、これに反する華民国の刑法は、人民の刑法（農民協会の刑罰権）の立場から改廃されたものと解するのが正しいとの主張とならざるを得ない。それ故、農民が地主・土豪劣紳に対して実施した処罰は正当かつ妥当なものであったと述べているのである。このことは、刑罰権が必ずしも国家権力であるとは限らないことを意味するであろう。国家の刑事法や裁判法を無視した農民協会という人民の組織体もまた、その権力を強制しうる地域内においては、政治権力を樹立し、刑罰権を有しうるといふ事実が立証されるのである。この経験が、華民国の領域内における中華ソビエト共和国の樹立を導き、革命刑法の実質となつてゆく一つの材料となつたといふことができるであろう。

それはそうとして、毛沢東の湖南省農民運動の視察報告にあらわれた考え方から、刑事責任の本質を導き出すことができるのではなからうか。

まず第一に、刑法は政治権力を掌握した階級が被支配階級を鎮圧する手段であるという見解が見事に立証されていることである。このことからいって、法を、国家が制定し公布した行為規則であり、国家権力により強制的にその効力が保証されているものであり、階級が階級を圧迫する道具であり、階級闘争と分つことのできないものであ

るといふ見解<sup>(37)</sup>は、法を国家の産物としている点で必ずしも正しくないが、法に階級性が具備することを指摘した点では、正しさを含むものといひ得よう。人民の願いとしての法は、国家形成にかかわりなく存在しうるからである。政権を掌握した階級が、自からの階級の利益を保護し、支配秩序を維持するために、その秩序と階級利益を侵犯する行為を犯罪とし、これに刑罰を適用して処罰するために定めた法が刑法なのである。それは、中国の無産階級の指導する革命闘争を通して発見され、発展してきたものであり、当時の人民政権にとっては、反革命分子との闘争における鋭利な武器であったことは否定できないであらう。

次に、地主、土豪劣紳の側の法からは、農民は不法であり犯罪者であるが、農民の側の法（人民の法）からは、地主・土豪劣紳が不法であり、犯罪者であることが、明確にされたことである。個々の具体的行為だけについてみれば不法な行為とみられることであっても、社会的・歴史的観点から全体的にとらえるときには、被害者の方に不法があり、犯罪原因を形成していたものである。加害者の行為は、その反映にすぎないものであるから、この観点からすれば、加害者は実は自救行為者にすぎない。こうした階級闘争の観点からの刑事責任を考察する手がかりを、毛沢東の調査報告書から暗示される。

- (1) 毛沢東選集一卷（北京・外文出版社刊）七一頁訳注<sup>③</sup>によれば、これは「中国古代の貴族支配を維持する一種の制度で、父系家長制から転化したもので、周代に次第に完全なものとなり、何千年もつづいた。この制度では、長男が家父長の地位、財産、爵位をうけつぐことになっており、そこから一定の同族関係が構成された。その後、同族支配体系の制度は、さらに封建的な身分制度、「天命」の思想、鬼神を崇敬する宗教、迷信と結びついて、封建的同族支配体系の思想、制度全体を構成している。

(2) 楊榮国「反動階級的聖人—孔子」(学点歴史叢書・北京・人民出版社出版)によれば、孔子の生存した春秋時代の末年は、周朝奴隸制国家の崩潰しつつある時代であった。中国古代の殷と周の両朝は、氏族奴隸制国家であったが、孔子は、すでに没落していた殷氏族奴隸主貴族の末裔である。

「中国古代の奴隸制社会では、いうまでもなく奴隸も土地もすべて同一血統の氏族の所有に属した。族有的奴隸制国家と呼ばれる所以である。この種の国家では、奴隸はすべて他氏族の戦争俘虜であり、自由民から貴族まではすべて同一氏族に属するものである。」当時、支配階級の貴族およびその代言者を「君子」といい、被支配階級の奴隸を「小人」といった。「小人」の生活状況は牛馬と同様で、苦痛に堪えず、次から次へと反抗して、奴隸主のいうことをきかなくなった。貴族の中にも没落して奴隸となるものがでるし、また奴隸の中にも時代の激流に従って解放されるものも生じた。このような状態をみて、孔子は、旧秩序を回復しなければならぬと考え、奴隸制の没落せんとする政權を挽回する方策として、「仁」というスローガンを提出したのである。「『仁』は、奴隸主階級の意識形態であり、『仁』という字は、古義を按ずるに、二人の人の彼此相通する意思をいうのである。二人以上は多数であるから『仁』は、多数人相通、多数人相愛の意思である。孔子はしばしば仁を論じたが、彼は、奴隸等の労働人民を『仁』の外にあるものとして排除している。」

「孔子がもち出した『仁』の内容は、『克己復礼、天下歸仁焉』と『孝弟也者、其為仁之本与』とにある。前者は、現代的に言えば、自己の欲望を克制し、自己の行動を束縛して、殷・周の奴隸制社会の礼制範圍を回復すること、これこそ『仁』といわれのものである。」

「孔子のいう『復礼』とは、奴隸制に原有の階級区分を回復することである。本来、西周の奴隸社会にかつていわゆる『礼治』があるが、奴隸制のいわゆる『礼治』は、その実質は、奴隸主と奴隸の『尊卑』上下の關係を定めているものである。奴隸主は奴隸を統治するものであり、奴隸主の意志はすなわち法律である。彼らは、思うままに奴隸を圧迫し搾取でき、甚だしきは虐殺することさえできた。奴隸には絶対服従があるだけで、反抗は許されない。これがいわゆる『礼治』である。」

「奴隸制統治秩序を擁護する方法として、孔子は、仁をスローガンとしたが、仁の根本は『孝』と『弟』とであると説いた。『孝』は、子が父母祖先に対して説くものであるから、氏族（奴隸主階級）中の縦の関係を維持するに役立つものである。『弟』は、同輩である兄弟の間で互に親睦することであるから、氏族中の横の関係を維持するに役立つものである。孝弟により、統治階級の氏族の上下左右の關係がすべて団結をよくするに至る。かくして、奴隸主貴族の支配を強固にすることができるからである。」

「孔子が『孝』『弟』を提唱したのは、忠君をさせるためである。孔子が『忠』を唱導したのは、当時一般に『異心』をいだいている人をすべて帰順させ、忠道を履行させるにあった。これによって乱れた社会の旧秩序は回復するためである。孔子は、臣子尽忠を奨励して『忠』と『仁』を關係づけたのである。」

「孔子は『天命』を鼓吹し、運命が一切を支配すると鼓吹した。彼は、統治階級氏族中のいわゆる『君子』も、三種の畏懼心を有すべしとした。第一、『畏天命。』殷、周奴隸社会では、奴隸制国家の最高統治者の天子は、自から称して、天の命を受けたものという。すなわち彼らの統治権は上帝が命じ定めたものである。したがってその政権は神聖不可侵であり、人は上帝を畏れるのであるという。第二は、『畏大人。』天子と諸侯はすべて上帝が命定したものであるから、上帝を畏れるならば、天子と国君もまた畏懼する所以である。第三は、『畏聖人之言。』聖人は上帝の命定により下来して国君に代って説話するものであるから、聖人の言説は、ひたすら敬畏していささかも違反してはならない。しかるに、下賤の奴隸階級は、この三種の畏懼心を有しない。」

(3) 毛沢東選集（外文出版社版）一卷二二頁。

(4) 前掲毛沢東選集一卷二四頁

(5) 前掲毛沢東選集一卷二五頁

(6) 前掲毛沢東選集一卷二八頁―六二頁参照。

(7) 前掲毛沢東選集一卷三七頁「土豪劣紳は地方の公金をとりあつかっていたが、たいいていのものがそれを横領し、帳簿はでたらめである。農民は、清算という問題もちだして、多くの土豪劣紳をたたきふせた。……このような清算運動は……その意義は、金をとりかえすことよりも、土豪劣紳の政治的地位と社会的地位をたたき落すことにある。

(8) 前掲毛沢東選集一卷三八頁によれば、「清算の結果、不正行為、農民を食いものにした悪行、農会破壊行為、賭博禁止違反、阿片吸煙器具不提出等のあることが摘発されると、こうした罪名により、農民は、土豪・劣紳に罰金を課する決議をする。農民に罰せられた者は、面目まるつぶれとなる。」

(9) 地主に強制した寄附金も、一種の懲罰であって、罰金より軽いものである(前掲・毛沢東選集一卷三八頁による)。

(10) 前掲毛沢東選集一卷三八頁によれば、「農会を破壊するような言動があったが、その罪状が比較的軽い者に対して、大勢の人を集めてその家に押しかけ、あまり敵しくない詰問をし、多くの場合、始末書を書かせてすませる」のが、懲罰としての「軽い詰問」である。

(11) 前掲毛沢東選集一卷三八頁によれば、「大デモ」とは、「大衆をひきつれて、農会をかたきに行っている土豪劣紳にデモをかけ、必ず豚をつぶさせ、米を出させ、その家で飯を食う。湘潭馬家河では、一万五千の大衆を引きつれて、六人の劣紳を糾弾し、それが四日間つづき豚百三十余頭をつぶさせた例がある。デモの後では、罰金をとるのが通例である。

(12) 前掲毛沢東選集一卷三九頁によれば、「三角帽子をかぶせて村をひきまわす」ことも農会革命当時各地で行なわれた処罰の一つで、銃殺、追放、投獄に次ぐ重い懲罰である。土豪劣紳に、土豪なりにがし、劣紳なりにがしと書いた紙製の三角帽子をかぶせ、縄でひっぱりながら、前後を大勢の人がとりまいて、ドラを鳴らしたり、のほりをおし立てたりして、人目をひくようにして、村中をひき廻す処罰である。この処罰をうければ体面が丸つぶれになり、人まえに出られなくなるので、金持の多くは、三角帽子をかぶるより罰金の方を希望する。しかし、農民がきき入れなければ、三角帽子をかぶらなければならなかった。この心理を利用して、ある郷農会では、逮捕した劣紳に、三角帽子をかぶせると言渡し、おびえている劣紳に、

即時執行はせず後日執行する旨の農会決議を言渡して、釈放する処分をした。その劣紳は、いつ三角帽子をかぶせられるかわからないので、毎日が気でなく、いても立ってもいられなくなり、懲罰の効果が大きいことが立認された。

(13) 前掲毛沢東選集 一卷三九頁によれば、「県の監獄に入れる」ことは、三角帽子をかぶせるのよりも重い処罰である。逮捕した土豪劣紳を、県公署の監獄に連行して拘留し、県長に要求して処罰させるものである。

(14) 前掲毛沢東選集・一卷四〇頁によれば、土豪劣紳のうち罪悪の甚だしい者に対しては、農民は、これを逮捕しまたは殺害したりしようとする。土豪劣紳は、それを恐れて逃亡する。このように逃亡に追い込むことを「追放」という。したがって、逃亡したことにより処罰が終るのではなく、逃亡先で発見されて連れ戻され、農民の処罰をうけることになる。

(15) 前掲毛沢東選集・一卷四〇頁―四一頁によれば「銃殺は、大土豪劣紳に限られ、農民が各界の民衆と共同して行うものである。」農民自身が執行する場合と、農民および各界人民が政府を督促して執行する場合もある。県によっては、「土豪劣紳裁判特別法廷」を設けて、死刑を判決し執行することもある。「大土豪劣紳を死刑にすることは、反動派を弾圧する効果的な方法である。」と報告書にはある。

(16) 前掲毛沢東選集・一卷三八頁―四一頁による。

(17) 前掲毛沢東選集 一卷五五頁による。

(18) 前掲毛沢東選集 一卷五五頁―五六頁によれば、郷湘県のある区農会では、マージャン牌を没収して焼きすてた。アヘンの吸煙は特にきびしく禁止し、農会のアヘン吸煙器具の提出命令に違反する者は、逮捕して村中をひきまわす処分が実施された。また、アヘンの栽培、運搬も禁止され、違反アヘンは発見次第押収されて焼却された。

(19) 前掲毛沢東選集 一卷五六頁による。

(20) 前掲毛沢東選集 一卷五五頁―六〇頁による。

(21) 前掲毛沢東選集 一卷五九頁は、「社会の悪習に対する反抗であって、牌あそび、ばくち、アヘンなどの禁止がそれである。

これらのものは、地主階級の悪い政治的環境から生れたものであり、地主の権力がたおれてしまえば、それと一緒に一掃されるものである。」と述べている。

(22) 前掲毛沢東選集一卷五九頁には、「都市商人の搾取に対する自衛」についていえば、「宴会の禁止・ぜいたくな食品や供物の贈答の禁止などがそれである。工業製品は途方もなく高く、農産物は途方もなく安く、農民は非常に貧乏で、商人からひどい搾取をうけているので、自衛のために節約を提唱せずにはおれないのである。」とある。

(23) 一九二七年九月の中共広東省委員会「暴動後における各省市工作大綱」は、「アヘン禁止」「賭博禁止」を規定している（日本国際問題研究所編・中国共産党史資料集3三〇七頁上段による）。

(24) 前掲毛沢東選集一卷二六頁による。

(25) 同右。

(26) 前掲毛沢東選集一卷四八頁によれば、政権というのは「国から省、県、郷にいたるまでの国家の体系」である。地主の政権がすべての権力の根幹である。

(27) 前掲毛沢東選集一卷四八頁―四九頁によれば「本家の祖先廟、分家の祖先廟から家長にいたるまでの同族の体系」を、族権という。族権の確立されていた当時は、族長や祖先廟の公金の管理人は、同族の末流の者を圧迫したり、公金横領をしたりした。そして同族の末流の者に対し、祖先廟の中で「尻たたき」「溺殺」「生きうめ」といった体刑や死刑が行なわれた。婦人や貧乏人は、祖先廟の祭りの酒盛りには出席できない習慣が確立されていた。

(28) 前掲毛沢東選集一卷四八頁―五〇頁によれば、「閻魔大王、県の守り神から村の守り神にいたるまでの冥界の体系および玉皇上帝（道教の最高位の神）から、よろずの神と精霊にいたるまでの神仙の体系——これを総称した神冥の体系」が神権である。

(29) 前掲毛沢東選集一卷四九頁―五一頁によれば、「夫権は、婦人を支配する男子の権力」である。「夫権は、もともと貧農



の間では比較的弱かった。貧農の婦人は、経済的な必要から労働に参加しなければならなかったので、家庭についての発言権ないし決定権をもつものが割合に多かった。」

(30) 前掲毛沢東選集(日文版)一卷七二頁によれば「知事と県長はどちらも県行政の最高責任者である。北洋軍閥の支配時期には知事と称したが、後に北伐軍が到達して、県の行政組織を改組したところでは、県長と称した。一九二七年三月当時には、湖南省では北伐軍の勢力と北洋軍閥の勢力が同時に存在していたため、県長と改称したところも、知事と称していたところも存在した。」

(31) 毛沢東選集(人民出版社出版・中国文)一卷三〇頁による。日文版毛沢東選集一卷四七頁参照。

(32) 趙琛・刑法総論(台北各大書局、民国四八年五版)三一頁―三二頁。

(33) 司法研究所、報告書三二輯ノ九。「中国現行法規概説」七七頁。

(34) 右に同じ書、一五二頁

(35) 中華民国の司法制度と刑事法の発達経過については、立命館法学(一九六三年五〇号)通頁三九六頁以下、刑法読書会(執筆著・飯田忠雄)を参照。

(36) 第一回全国ソビエト代表大会が、一九三一年一月七日から一八日まで、江西省瑞金(ロイチン)において開催され、中華ソビエト共和国憲法大綱ほか、多くの重要法令、諸決議が採択された。また、この大会は、政府主席に毛沢東、副主席に項英、張國燾、中央執行委員会委員六二名を選出した。この大会を以て、中華ソビエト共和国の正式の樹立があったとみるのである。当時、江西省の中央ソビエト区の人口は三〇〇万人に達し、それ以外の地域も含む紅軍の活動範囲は、三〇〇県に及んだといわれる。(日本国際問題研究所編、中国共産党史料集5・四五〇頁参照)。

(37) 寧致遠・王仲園「人人要遵守法律」(工人出版社版)一頁―三頁による。

## 二 中華ソビエト共和国時代における刑法と刑事司法制度

### (一) 中華ソビエト共和国時代における刑事立法

中国共産党の刑事立法が文献上にあらわれたのは、一九三一年一月から一九三四年一〇月まで江西省のロイチン(瑞金)に首都を置いた「中華ソビエト共和国」時代である。この時代の主要な刑法としては、一九三三年一〇月一五日公布の「労働法規違反懲罰条例」、一九三三年二月一五日付「汚職・浪費行為の処罰について」、一九三三年二月一五日公布の「紅軍内の逃亡分子の問題について」、一九三四年四月八日公布の「中華ソビエト共和国反革命処罰条例」がある。そのほか、一九三一年末に公布された「中国労農紅軍士兵会規約」および一九三四年二月一日公布の「国幣の使用について」があり、人民内部矛盾の反映としての犯罪と敵対矛盾の反映としての犯罪との区別を示すものとして興味深い。

この時代の刑事司法制度を定めた主要なものとしては、「反革命事件の処理手続および司法機関を樹立するための暫行手続」(一九三一年二月一三日公布)および「中華ソビエト共和国軍事裁判所暫行組織条例」(一九三二年二月一五日発効)があった。これらの暫行司法手続は、一九三四年二月一七日に公布せられた「中華ソビエト共和国中央ソビエト組織法」に「最高法院」に関する規定が設けられ、革命的法律の効力の保障機関とされたこととの関連で、一九三四年四月八日に公布せられた「中華ソビエト共和国司法手続」によって廃止せられた。一九三四年一〇月から開始された中国共産党中央と赤軍のいわゆる「長征」により、中華ソビエト共和国が樹立された根拠地は失なわれ、また、一九三七年一月七日に党中央が樹立した「延安政権」は、同年二月二日の西安事変を利用して

て、国民党との間に抗日民族統一戦線を形成した<sup>(14)</sup>。かくして、辺区(省境地区)の政府機構および法制は、形式上は、国民党中央の支配下に置かれ、中華民國の一部として承認された<sup>(15)(16)</sup>。したがって、一九三四年四月八日公布の「中華ソビエト共和国司法手続」は、抗日民族統一戦線の上に成立した「辺区」の正式の司法手続とはされていない。しかし、抗日戦争終結により、抗日民族統一戦線は自然解消し、辺区の政府機構および法制は、国民党の支配を脱し、国民政府の法令は効力を失うこととなる<sup>(17)</sup>。そして、「中華ソビエト共和国」当時の刑事立法の経験は、忘れ去られることなく、生命を保持しているように思われる。

(1) 一九三三年一月一五日公布の「中華ソビエト共和国労働法」は、二二一カ余のものであり、総則、労働力の雇傭および取得の手続、労働時間、休暇時間、賃金(労働力の報酬)、婦人および未成年者の労働、学徒(工場、作業場、商店、工場付設学校で各種技能習得中の者)、保障と手当、労働保護、社会保険、労働協約、労働契約、労働組合およびその企業、機関、商店における組織、管理規則、紛争および労働法規違反事件の処理機関について、具体的かつ詳細な規定を有する。

この労働法規に違反した雇主(個人、固有、合作社を問わず)を処罰するために、一九三三年一月一五日に公布されたのが「労働法規違反懲罰条例」(「蘇維埃法典」第二七集七一七三頁)である。この条例を公布した中華ソビエト共和国臨時中央政府中央執行委員会の主席は、毛沢東であった。この労働法規違反懲罰条例の各条は次のとおりである。

「第一条 この条例は、労働法規に違反した雇主(個人、固有、合作社を問わず)を処罰するために公布される。およそ労働法規に違反したすべての違法行為は、この条例に基いて処罰する。

第二条 およそ労働法規各章の規定に違反した雇主は、次の各項に照らして処罰する。

(甲) 雇傭労働者三人以上の企業または機関の雇主が労働法規に違反した場合、大洋銀三元以上の罰金、または三日以上の強制労働もしくは拘禁に処する。

(乙) 雇傭労働者三人以上七人以下の企業または機関の雇主が法をおかし、その違法行為がごく一部の雇傭労働者にしかおよばなかった場合には、大洋銀一〇元以上の罰金、または一〇日以上の強制労働もしくは拘禁に処する。雇主の違法行為が多数もしくは全体の雇傭労働者におよんだ場合には、大洋銀二〇元以上の罰金、または二週間以上の強制労働もしくは拘禁に処する。

(丙) 雇傭労働者が七人以上の企業または機関で、雇主の違法行為が少数の雇傭労働者にしかおよばなかった場合には、一カ月以上の強制労働または拘禁、もしくは大洋銀三〇元以上の罰金に処する。雇主の違法行為が大多数あるいは全体の雇傭労働者におよんだ場合には、三カ月以上の拘禁または大洋銀一〇〇元以上の罰金に処する。

第三条 労働問題に関する現行法規についての雇主の違反は、その違法行為の程度と被雇傭者への影響の大小を考慮し、この条例第二条の各項の規定にもとづいてこれを処罰する。

第四条 個人雇主、国有あるいは合作社企業の管理人が、労働組合と締結し、かつその土地の労働部に登録してある労働協約に違反した場合には、労働法規違反とみなし、本条例第二条の各項の規定にしたがってこれを処罰する。

第五条 労働組合および各級機関の責任者ならびにその代表者の合法的行為を阻害し、もしくはその職権の行使を妨害した者は、その犯罪の程度により、三日以上の強制労働または拘禁、もしくは大洋銀三元以上の罰金に処する。

第六条 暴力・恐喝もしくは買収などの方法で労働者または職員の労働組合への加入を阻止し、労働法規および労働協約の目的に違反しようと企図する者は、その犯罪の程度により、五日以上の強制労働または拘禁、もしくは大洋銀五元以上の罰金に処する。

第七条 (審理機関は労働法廷) (省略)

第八条 (国有企業・合作社企業の違反の解決機関) (省略)

第九条 およそ中農・貧農および手工業者・小船主で、自己の労働力の不足を他人の労働力の使用によって補っている者で、

労働者および労働組合の同意を得てはいるが労働法規の規定にのっとっていない者については、この条例の第二、第三、第四の各条の規定を機械的に適用して処罰すべきではない。

第一〇条 (省略)

(2) 「汚職・浪費行為の処罰について」(中華ソビエト共和国中央政府中央執行委員会訓令第二六号、一九三三年一月一日五日公布) (「紅色中華」第一四〇期一九三四年一月四日刊二頁) ・ (中国共産党史資料集六卷五三三頁) は「汚職および浪費行為を厳格に懲罰するために」次のような懲罰方法を規定している。

「(一) ソビエト機関、国营企業および公共団体の工作要員で、自己の地位を利用して公金を横領し私利をはかった者は、左の各項により処罰する。

(甲) 公金横領額が五〇〇元以上の者は、死刑に処する

(乙) 公金横領額が三〇〇元以上五〇〇元以下の者は、一年以上五年以下の禁錮に処する。

(丙) 公金横領額が一〇〇元以上三〇〇元以下の者は、六カ月以上二年以下の禁錮に処する。

(丁) 公金横領額が一〇〇元以下の者は、六カ月以下の強制労働に処する。

(二) 第一条の各項の一つを犯した者は、第一条の各項の規定により処罰するほか、その本人の財産の全部もしくは一部を没収するとともに、その横領した公金を回収することができる。

(三) 公金を流用して私的に営利行為を行なった者は、汚職の罪で処罰するものとし、第一条、第二条にしたがって処罰する。  
(四) ソビエト機関、国营企業および公共団体の工作要員が、職務を怠り、公金を浪費し、そのため国家に損失をこうむらせた場合には、その浪費の程度に依りて、警告、免職、もしくは一カ月以上三年以下の禁錮に処する。」

(3) 「紅軍内の逃亡分子の問題について」(中華ソビエト共和国中央政府中央執行委員会命令第二五号、一九三三年一月一日公布、出所「紅色中華」第一三六期一九三三年一月二〇日刊一頁) (日本国際問題研究所編中国共産党史資料集六卷

五三二頁）は、次のように規定している。

「逃亡は、紅軍と革命戦争の兇悪な敵であり、逃亡反対の闘争は、紅軍の戦闘力を保障する一つの重要な工作である。これまで、逃亡分子に対する統一的処置方法が定まっていなかった。そのため、ここにとくに命令をもって、次のように宣告するものである。

- (一) 銃器を携えて逃亡した者は、逮捕ししだい一律にその場で銃殺に処する。
- (二) 逃亡を組織し（印鑑偽造、通行証偽造など）、一班（分隊）、一排（小隊）、一連（中隊）を率いて逃亡した場合には、その指導分子については一律にこれを逮捕し、公開裁判を経て、銃殺に処する。
- (三) しばしば逃亡し、デマをまき散らし、紅軍および帰隊運動を破壊する者は、一律に逮捕し、法廷に送り、有期懲役刑に処するか、もしくは直ちに銃殺に処する。
- (四) 政治的自覚の不十分さのため個人で逃亡した者については、各政府は、彼らに対する宣伝・煽動を強め、彼らの家族に対する優待工作を組織し、彼らが進んで帰隊するようにしむける。彼らに対しては、決して逮捕、拘禁等の処置をとってはならない。もし逮捕、拘禁した場合には、ソビエトの法律に背いたものとして処罰する。
- (五) 宣伝・説明を加えても頑固に帰隊を拒む逃亡分子については、政府は、大衆がそれに賛同することを条件に、彼に弁償させて（軍服・シャツ・毛布、および大衆のこうむった損害―彼らの家族を優待するため提供した労働力―など）に対して、帰宅させるとともに、その選挙権を剝奪する。
- (六) いずれの逃亡分子も、それを後方の各機関、各部隊、各団体に受け入れて工作させ、服務させることは、絶対に許されない。逃亡分子を受け入れた場合には、当該機関の責任者は、降職・免職もしくは拘禁の処分を受けなければならないものとする。
- (七) およそこの命令を執行しない者は、逃亡幫助・紅軍破壊の罪によって処罰する。

(六) この命令は、公布の日から効力を有する。」

(4) 中華ソビエト共和国臨時中央政府中央執行委員会・命令中字第六号・中華ソビエト共和国反革命処罰条例(一九三四年四月八日)〔蘇維埃法典〕第二集六一—六九頁・日本国際問題研究所中国部会編・中国共産党史資料集7・二三二頁—二三五頁)は、次のように規定する。

「中華ソビエト共和国反革命処罰条例

第一条 この条例に列挙する罪のうちの一つの罪を犯した者は、中国人であると外国人であるとを問わず、また中華ソビエト共和国領土内にあるとあるいは領土外にあるとを問わず、いずれもこの条例を適用して処罰する。

第二条 ソビエト政府および労農民主革命の獲得した権利の顛覆あるいは破壊を企図し、豪紳、地主、ブルジョアジーの支配の保持あるいは復活を企図することは、どのような方法を用いるかを問わず、すべて反革命行為である。

第三条 反革命の武装軍隊および団匪や土匪を組織してソビエトの領土を侵す者、もしくは住民を煽動してソビエト領土内において反革命暴動を行なう者は、死刑に処する。

第四条 帝国主義・国民党軍閥と結託し、武力をもってソビエト領土を攻撃し、あるいはソビエトと紅軍の行動に抵抗する者は、死刑に処する。

第五条 各種の反革命団体を組織し、ソビエトに反対しまたはそれを破壊し、豪紳、地主、ブルジョアリーの支配の維持もしくは復活を意図する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、三年以上の禁錮に処する。

第六条 住民の納税拒否、その他の義務の不履行を組織し煽動してソビエトを危うくすることを企図する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、一年以上の禁錮に処する。

第七条 反革命を目的として故意にソビエトの各種の法令およびその経営する各種の事業に反対しもしくはそれを破壊する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、一年以上に禁錮に処する。

第八条 反革命を目的としてソビエト機関またはソビエトの経営する事業に潜入し、ソビエト政権およびその事業の窃取もしくは破壊を意図する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、二年以上の禁錮に処する。

第九条 反革命を目的として、ソビエト政府・紅軍・革命団体の工作員およびその他の革命分子を暗殺もしくは殺害した者およびその方法の如何を問わずこれを教唆または実行した者は、いづれも死刑に処する。

第一〇条 反革命を目的として、または報酬を得ることを意図して反革命に服務し、各種のスパイ行為を行ない、あるいは各種の国家の機密にかかわる性質の資料または軍事機密を伝達・窃盗・収集する者は、死刑に処する。職務を怠ったことにより、その行為の惹起する結果に気づかずに、前項の機密を漏らした者は、一年以上五年以下の禁錮に処する。

第一一条 反動支配区域内にあって、かつて重要な責任を担い、労働者・農民の利益および革命運動に対して積極的に反対行為を行った者は、死刑に処する。ただし特別な事情があるときは、その刑を軽減することができる。

第一二条 反革命を目的として、反動的な文書、絵画、講演および談話によって、住民あるいは赤色戦士に対して宣伝、煽動もしくはデマの捏造・散布を行ない社会に恐慌をひき起し、ソビエトおよび紅軍の信頼を破壊する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第一三条 各種の反動的な煽動文書・絵画を作成または保存して反革命の宣伝・煽動に便宜を与える者は、一年以上五年以下の禁錮に処する。

第一四条 反革命を目的として、宗教・迷信を利用して、住民を煽動し、ソビエトおよびその法令を破壊する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第一五条 反革命に投降し、かつ反革命側に中華ソビエト共和国の各種の機密を通報し、もしくは反革命側を援助し積極的にソビエトと紅軍に反対する者（革命の裏切者）は、死刑に処する。

第一六条 銃器、その他の軍用品を携帯して敵に帰順するもの、敵に帰順することを他人に教唆し、もしくはそれを組織す



る者は、いづれも死刑に処する。

第一七条 反革命を目的として革命の武装部隊に潜入し、これらの部隊を奪取しもしくは破壊して敵側を援助することを企図する者は、死刑に処する。

第一八条 赤色戦士の逃亡を指導し組織し、もしくは赤色戦士で逃亡が五回以上にのぼるものは、いづれも死刑に処する。

ただし特別の事情がある者は、その刑を軽減することができる。

第一九条 反革命を目的として、銃器、その他の軍用品を故意に破壊しまたは放棄する者、もしくは軍用品を盗取して敵側に売り渡す者は、いづれも死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、一年以上の禁錮に処する。

第二〇条 反革命を目的として、上級指揮官の命令に故意に背き、戦闘任務を破壊し、もしくは戦線において故意に味方の部隊を攻撃し、または機に乗じて戦線を混乱させることを意図する者は、いづれも死刑に処する。

第二一条 反革命を目的として、革命民衆を殺害し、もしくは革命的民衆の財産を故意に破壊・略奪して、ソビエトと紅軍の民衆の間における威信を傷つけた者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第二二条 武器を隠匿し、その反革命の目的を果たすことを意図する者は、死刑に処する。

第二三条 反革命を目的として、秘密機関を組織し、水陸の交通・公共倉庫・国有企業および各種の建造物を破壊するものは、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第二四条 反革命を目的として、家屋あるいは山林に放火し焼き払い、国家および住民に重大な損害を与えた者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第二五条 中華ソビエト共和国の経済の破壊を目的として、偽のソビエト貨幣・公債票および信用券を製造し、もしくは輸入する者、または住民を煽動してソビエトの各種の貨幣の使用を拒否させ、もしくはソビエトの各種の貨幣の価格を引き下げ市場の恐慌をひき起す者、または住民を煽動してソビエト銀行に対して取りつけを行なう者、もしくは多量の現金を

隠匿し、または多量の現金を境外に密輸し、故意にソビエトの金融を乱す者は、いずれも死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第二六条 反革命を目的として、ソビエト共和国の貿易を妨害または破壊し、国有企業・合作社および住民に重大な損害を与える者、もしくは故意に企業を閉鎖して経済恐慌をつくり出した者は、いづれも死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、一年以上の禁錮に処する。

第二七条 ソビエト・紅軍または革命団体の名義をかたり、もしくはソビエト・紅軍または革命団体の公私の印鑑や書類を偽造して反革命活動をすすめる者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、六カ月以上の禁錮に処する。

第二八条 反革命を目的としてソビエトの機関にまぎれ込み、反革命分子または地主・ブルジョアジーの犯罪者に対しては故意にそれを放置し、もしくは逃亡を教唆し、または重罪を軽く罰し、革命分子に対しては無実の罪をきせ、または不当な刑を執行し、もしくは革命分子が反革命を告訴し摘発するものを抑圧する者は、死刑に処する。その罪状の比較的軽い者は、一年以上の禁錮に処する。

第二九条 ソビエトの領域外に追放されながら再びソビエト領域内にひそかに進入し、反革命活動をすすめることを意図する者は、死刑に処する。

第三〇条 この条例第三条から第二九条までに規定する各犯罪者を隠匿しまたはこれに協力する者は、各条の罪を犯した者と同罪である。

第三一条 この条例第三条から第三〇条までに列举する罪状の一または一以上を犯し、法廷で禁錮に処せられた者が、再びこの条例に掲げる罪状の一もしくは一以上を犯したときは、その刑を加重する。

第三二条 この条例に規定する犯罪行為を企図しながらその目的を達しないもの（未遂罪）、または当該犯罪行為に付和した者は、その刑を減輕することができる。

第三三条 他人に脅迫され本人の意思によらない者、またたしかにその脅迫から逃れる方法がなくて罪を犯した者、もしくは当該犯罪行為の最終目的に気づかなかつた者、あるいは当該犯罪行為の実行と直接に関係のない者は、いづれも各当該条項の規定に基づいて、その刑を減輕または免除することができる。

第三四條 労働者の一員で罪を犯し、しかも指導的なまたは重要な犯罪行為者でない者については、この条例の各当該条項の規定に基づいて、地主・ブルジョア分子の同等の犯罪行為に比較して、情状酌量し、その刑を減輕することができる。

第三五條 ソビエトに対して功績のある者の犯罪行為については、この条例各当該条項の規定に基づいて、その刑を減輕することができる。

第三六條 この条例に掲げる罪状の一を犯し、未だ発覚しない以前に自からソビエトに対して報告した者(自首者)、もしくは発覚後であっても改悛してその犯罪の内容を忠実に報告し、反革命肅清機関がその他の共謀犯罪者を摘発逮捕するのを助けた者(更生者)は、各当該条項の規定に基づいて、その刑を減輕することができる。

第三七條 年令一六歳以下の未成年者で、この条例に列挙する各罪を犯した者は、当該条項の規定に基づいて、その刑を減輕することができる。一四歳以下の幼年者であるときは、教育機関に移して感化教育を行なうことができる。

第三八條 この条例に包括されていない反革命的犯罪行為は、この条例の相類似する条項に基づいて、これを処罰することができる。

第三九條 この条例に列挙する罪の一つを犯した者は、当該条項に規定する刑罰を科する外、本人の財産の全部または一部を没取することができる、あわせてその公民権の一部もしくは全部を剝奪することができる。

第四〇條 この条例に規定する禁錮期間は、一〇年を最高限度とする。

第四一條 この条例は、公布の日から効力を生ずる。

(五) 中央革命軍事委員会総政治部「中国労働農紅軍士兵会規約」一九三二年末公布(「中国工農紅軍士兵会章程」・一九三二年

一月二日刊)・(中国共産党史資料集5「五四八頁)は、「士兵会の処罰の基準」を次のように規定する。

(7) 「士兵会は、会員の言論・行動がまちがっていて、話し合いや批判を終わっても改めない者に対しては処罰する。処罰の基準は次のとおりである。

- 1 規律を破壊し命令にさからう者
- 2 サボターージュする者
- 3 本会の決議を遵守しない者
- 4 思想の正しくない者
- 5 反革命の嫌疑のある者
- 6 理由もなく、三カ月にわたり会費を納めない者

(8) 処罰の種類

- 1 勧告
- 2 警告
- 3 除名

(6) 中華ソビエト共和国中央政府弁事処佈告第三号・一九三四年一月一日公布「国幣の使用について」(日本国際問題研究所中国部会編・中国共産党史資料集7・四一一頁)「……ソビエトの管轄する地方および赤色武装部隊が到達した地方において、もし悪徳商人・富農・反革命分子が国幣の使用を拒むか、もしくは国幣を使用することを拒否するよう大衆を煽動し誘惑する場合には、各級政府は、その場で逮捕し、厳しく処罰しなければならない。もし労働者・農民分子個人が人から騙されて共和国紙幣の使用を拒む場合には、各級政府は、一方で彼らに説明してやるとともに、他方でその原因を追及し、デマをとばし、煽動し、国幣の信用を破壊する反革命分子を厳しく処罰しなければならない。ここに布告する。」この布告は、一九三四年一月一日、主任陳毅、副主任梁柏台の名で公布されている。

(7) 中華ソビエト共和国中央執行委員会訓令第六号——反革命事件の処理手続および司法機関を樹立するための暫行手続

中華人民共和国における刑法思想と刑事制度(一)(飯田)

(一九三二年二月二三日公布・中華蘇維埃共和国中央執行委員会訓令第六号「処理反革命案件和建立司法機關的暫行程序」一九三一年十二月十三日中央執行委員会非常會議通過・「紅色中華」第三期一九三一年二月二八日刊一—二頁・中國共產党史資料集五(一六一—一八頁)は、反革命肅清の方法と革命的秩序の樹立を求めたものである。この訓令は、反革命肅清工作の誤りが多い地方での労働大衆の不信を生じたことを指摘し、各地、各級ソビエト政府が迅速に革命的秩序を確立することによって、革命大衆の生存権およびすべての法律上当然取得すべき権利を完全に保障すると同時に、反革命の組織と活動を徹底的に根絶することを訴えて、そのための暫行手続を規定している。

暫行手続の内容は、次の九項目からなっている。

(1) すべての反革命事件は、すべて国家政治保衛局が捜査し、逮捕し、かつ予審を行なうものとする。国家政治保衛局は、予審の後、原告の資格で国家司法機關(法院または裁判部)に提訴し、国家司法機關がこれを審理し、これに判決を下すものとする。

(2) すべての反革命事件の審理(国家政治保衛局が予審を行なうことができるほか)、裁判の確定(無罪の宣告から死刑の宣告までを含め)の権限は、すべて国家司法機關に属する。県級の司法機關には死刑判決の権限はないが、特別の事情があり、省司法機關が特別に許可した場合には、その限りではない。中央ソビエト区およびその付近の省司法機關が死刑の判決を下した後には、被告は一日以内に中央司法機關に上訴することができる。

(3) 国家政治保衛局の機關が設けられている地方では、その土地のソビエト政府が反革命の材料を発見した場合には、その土地の国家政治保衛局の機關に報告しなければならず、独断でこれを逮捕したり、これを訊問・審理したりしてはならない。

(4) 県と区の両級でまだ反革命肅清委員会が設けられているだけで国家政治保衛局分局または特派員が設けられていないが、政権を樹立してすでに六カ月の歴史を有する地方では、そのソビエト政府が反革命の材料を発見するにいたった場合には、

国家政治保衛局省分局の同意を得た上で逮捕につとめなければならない。ただ、特殊な事情があり、報告がまにあわないか、または政治保衛局省分局に報告のしようがないが、十分な証拠が入手された場合に限り、県、区政府およびその反革命肅清委員会が逮捕を決定する権限を有する。

(5) 新たに発展していった区域で革命政府が樹立されてからまだ満六カ月に達していない地方でも、その土地の革命大衆と豪紳・地主・富農・資本家との闘争が非常に緊迫している際には、県反革命肅清機関、および特別に指定された区反革命肅清機関（国家政治保衛分局・特派員または反革命肅清委員会）が県または区執行委員会の同意を得たうえで、反革命分子を逮捕し裁判することを決定する権限をもち、審理したうえ、これを政府の司法機関に移管するとともに、最後の審理を行なうものとする。最後の審理が終わると判決書草案を作成して、省司法機関に報告して、最後の判決を行なう。ただし、豪紳、地主、富農、資本家でその犯罪が顯著であり、その土地の労働大衆が死刑を要求する場合には、その土地の政府が迅速にその死刑を執行するものとし、省政府の許可を必要としない。

(6) 暴動の発生時、革命政権の機関が樹立されていない場合には、その土地の革命大衆が、豪紳、地主およびすべての反革命分子を直接に逮捕し処刑する権限を有する。ただし、革命政府樹立後は、前項の規定に従って処理されなければならない。

(7) 新旧いずれの区域をとわず、反革命団体（ＡＢ団・社会民主党・改組派……等）の所属員の処置については、それらの分子を必ずその階級要素別に区別し、そのうちの主要人物と付和雷同分子を区別しなければならず、豪紳・地主・富農・資本家の出身の反革命分子およびその主要分子については、厳しく処罰（たとえば死刑の宣告など）すべきであるが、労働者、農民、貧民・勤労大衆出身で反革命組織に加入した者および付和雷同した者については、寛大な処置（たとえば悔悟させて釈放する等）をとるべきである。

(8) 審理の方法の点では、徹底的に反革命組織を肅清し、また反革命事件を正しく裁くために、あくまでもリンチを禁じて、

確実な証拠の収集および各種の有効な方法を採用するようにしなければならない。

(9) 裁判所が未だ設立されていないときには、各級の地方司法機関は、省、県、区の三各級の政府に裁判部を設置して、臨時の司法機関とし、前述の各項の原則にもとづいて反革命事件を処理するほか、なおあわせてすべての刑事・民事の事件の解決にあたることができるものとする。

各級ソビエト政府は、この訓令に接した後は、厳格にこれを遵守、執行しなければならず、この訓令に規定する諸原則に違背することがあれば、嚴重な制裁を受けなければならない。ここに命令する。」

この暫行手続は、一九三四年四月八日付の中華ソビエト共和国中央執行委員会命令中字第五号「中華ソビエト共和国司法手続」によって、司法手続に関する部分が廢止された。

(8) 中華ソビエト共和国軍事裁判所暫行組織条例(中華蘇維埃共和国中央執行委員会命令第三号により一九三二年二月一日より発効)は、軍事裁判所の審理に服する範圍を、(1) 武装部隊(紅軍、遊撃隊、獨立師、獨立団、赤色警衛連、その他の武装部隊)で軍務に服する軍人、その他の勤務要員が刑法、軍事刑法、その他の法律を犯した場合、但し、通常の規律の違反をしても違法行為にまでは至らないものを除く(条例一条)。(2) 作戰地域における住民の違法行為(軍事刑法違反である)とその他の法律の違反であるとを問わない)および作戰地域内にある敵軍のスパイ・内通者(条例二条)としている。

(9) 中華ソビエト共和国臨時中央政府中央執行委員会命令中字第一号「中華ソビエト共和国中央ソビエト組織法」(一九三四年二月一七日公布)、「中華蘇維埃共和国第二次全国代表大会文獻」一五二—一六六頁・日本國際問題研究所中国部会編・中国共産党史資料集7・一七〇頁以下)は、その第七章を「最高法院」と題し、第三四条から第四〇条までの七カ条を設けて次のように規定する。

第三四条 中華ソビエト共和国の革命的法律の効力を保障するために、中央執行委員会のもとに最高法院を設置する。

第三五条 最高法院に院長一名、副院長二名を置き、中央執行委員会主席団がこれを任命する。

第三六条 最高法院のもとに刑事法廷、民事法廷および軍事法廷を設け、それぞれに延長一名を置く。

第三七条 最高法院の権限を、次のように規定する。

(一) 一般的な法律に対して法に定めた解釈を加える。

(二) 各省の裁判部および高級軍事裁判所の判決書と決議を審査する。

(三) 中央執行委員会以外の高級機関職員による職務執行期間中における違法事件を審査する。

(四) 省裁判部または高級軍事裁判所の判決を不服として上訴を提起した事件、あるいは検察員が省裁判部または高級軍事裁判所の判決に同意せず抗議を提起した事件を審理する。

第三八条 最高法院のなかに委員会を組織する。その人数は、中央執行委員会主席団が必要に応じて規定し、最高法院院長を主席とし、最高法院の職権内の各種の重要問題および案件について討議決定する。

第三九条 最高法院に檢察長一名、副檢察長一名、檢察員若干名をおく。檢察長・副檢察長は、中央執行委員会主席団がこれを任命する。

第四〇条 最高法院の詳細な組織は、別にこれを定める。

(10) 一九三四年四月八日公布の中華ソビエト共和国中央執行委員会命令中字第五号・中華ソビエト共和国司法手続(中華蘇維埃共和国司法程序・「蘇維埃法典」第二集五五—五九頁・日本國際問題研究所中国部会編「中国共産党史資料集7」二二—九頁—二三頁)は、次のように規定する。

(一) 区保衛局特派員・区裁判部・区反革命肅清委員会(新ソビエト区では革命委員会の下におけるもの)・民警局・労働法廷は、いずれも反革命およびその他の逮捕すべき犯人を逮捕する権限を有するものとする。上級の同意を得なければ区は犯人を逮捕することはできないとした以前の規定は、これを廢止するとともに、以下のように規定する。緊急の場合にあり、郷ソビエトと市内ソビエト、郷革命委員会と市區革命委員会は、その土地の革命民衆の支持がありさえすれば、い



づれも反革命分子およびその他の重要犯人を逮捕する権限を有する。逮捕後はそれぞれ区段階の反革命肅清裁判機関に移送する。

(二) 区裁判部・区反革命肅清委員会は、その土地のすべての犯人の取調をし判決する権限を有する。

新ソビエト区・辺境区域および敵が攻撃をしかけている地方、反革命がとくに活躍している地方において、ある工作の緊急動員がなされている時期には、区裁判部・区反革命肅清委員会は、その土地の革命民衆の支持がありさえすれば、反革命および豪紳・地主の犯罪者に対して、一級の審理の後、直接に死刑を執行する権限を有する。ただし、執行後に上級にその処置を報告しなければならない。

(三) 省・県兩級の裁判部、反革命肅清委員会、高級初級の兩級の軍事裁判所は、いずれもすべての犯人を逮捕し、取調べ、判決し、判決を執行(死刑を含む)する権限を有する。

(四) すべての反革命事件に関して、各級の国家政治保衛局は、いずれも予審の権限を有する。予審後は、法廷に移してこれを処置する。

ただし、辺境地域にある地方保衛局、前線にある紅軍保衛局は、敵側のスパイ・ファシスト分子・刀匪・団匪および反革命の豪紳・地主に対して、直接に処置する権限をもち、裁判部を経るまでもない。重大かつ緊急な反革命事件については、国家政治保衛局およびその地方分局、紅軍の分局、軍区の分局は、緊急処置をとる権限を有する。緊急処置後で、もし地方政府・軍政長官もしくはその他の機関と紛争が生じた場合には、その処置の当否を決定する権限は、人民委員会に属する。中央区と接続していないソビエト区においては、その権限は省ソビエト主席団に属する。

(五) 上級の批准制度を廃止し、上訴制度を実施する。犯人が判決に不服のときは、上訴を表明することが許され、かつ上訴表明の期限は七日を限度とし、判決書が被告人に到着した日から起算するものとする。

ただし、新ソビエト区・辺境区域、敵側の攻撃をうけている地方において、あるいはその他の緊急な事情がある場合に

は、反革命事件および豪紳・地主の犯罪者に対して、その者の上訴権を剝奪することができる。

(六) ソビエト法廷は、二級審理制をとるものとする。すなわち、初審と終審の二級に限る。もし区を初審機関とすれば、県が終審機関、県を初審機関とすれば、省が終審機関、省を初審機関とすれば、最高法院が終審機関となる。初級軍事裁判所を初審機関とすれば、高級軍事裁判所が終審機関、高級軍事裁判所を初級機関とすれば、最高法院が終審機関となる。最高法院は、審理手続上最終の審理機関となる。いかなる事件も、二級審判を経た後は、それ以上の上訴をすることはできない。ただし、当該事件が二審を経た後も、なお異なる意見があると検察員が認めた場合には、さらに司法機関に抗議して、再審理を行なうことができる。

(七) この手続に規定する各機関以外の機関は、各種の犯人を逮捕、審理、処罰する権限を有しない。ただし、緊急の事情があるときは、この限りでない。

(八) 中央執行委員会の一九三一年一月一六日公布の第六号訓令、一九三二年六月九日公布の裁判部暫行組織および裁判条例、一九三二年二月一日公布の軍事裁判所暫行条例に規定されている司法手続は、いづれも廃止する。

(九) 胡喬木「中国共産党の三十年」によれば、一九三三年一月から開始された国民党軍の赤軍に対する第五回の包囲攻撃により、一九三四年一〇月には、中央赤軍は、江西省の根拠地を退いて、新しい根拠地を求めて、西方貴州省に入り更に北転して陝西省北部の革命根拠地に入ったのは、一九三五年一〇月であった。この大移動は、二万五千華里（一華里は〇・五キロ）に及んだもので、赤軍みづから「二万五千里の長征と呼んでいる。長征については、Edgar Snow “Red Star over China”、宇佐美誠次郎訳・「中国の赤い星」筑摩叢書29・一三六頁以下を参照。また、Han Suyin, *The Morning Deluge*, *Mao Tse-tung and the Chinese Revolution 1893-1954*, pp. 271-307, Part 1, 12 *The Long March* 参照。

(一〇) 人民中国一九七一年七月号三四頁によれば、毛主席がひきいる中国労働赤軍は、二万五千華里（一華里は〇・五キロ）の長征を終え、一九三五年一〇月、陝西省北部の革命根拠地についた。毛主席と党中央が陝西省北部の保安（現在の志丹

県)から延安に到着したのは、一九三七年一月七日であった。一九三五年十二月二五日の瓦窑堡における党中央政治局会議で、既に抗日民族統一戦線結成についての政策が採決されたが、毛主席の領導する延安政權は、抗日戦勝利の日まで、この政策で一貫した。王明を代表とする左翼閉鎖主義者と張国燾らの表面左翼・實質には右翼日和見主義の路線に批判を加え、これを排除し、抗日民族統一戦線の中の党の独立自主の原則を貫いた。

- (13) 西安事変は、一九三六年二月二日に発生した。赤軍は、一九三六年二月東方に進んで山西省に入り、五月、国民党に対し停戦協定と一致抗日の通電を發するとともに、陝西省の張學良・楊虎城等との間で、停戦を実現した。その年の二月の始め、蔣介石は西安に赴き、張・楊に対して「討共」をつづけるよう命令した。しかし、二月二日、張・楊は、部下と人民の内戦停止の要求を容れて、蔣介石を臨潼(リントン)の華清池(ホワチンチー)で逮捕して、内戦停止・即時抗日を要求した。中国共産党が西安事変に対してとった政策は、すべての可能な力を抗日戦にふりむけるために闘うことにあった。したがって、平和的解決に努力を傾けた(胡華・中国新民主主義革命史・一七〇頁参照)。

- (14) 胡華・中国新民主主義革命史・東京大学中国研究会訳・一八〇頁―一八二頁参照。

抗日民族統一戦線が正式に形成されたのは、一九三七年九月二三日に、南京の国民党中央が、国共合作の宣言を發表したことによる。これより先、南京国民党政府は、「民国に危害を及ぼす犯罪の緊急処罰法」を改正し、救国会指導者や政治犯の大部分を釈放した。また、同年八月二日には、赤軍を改編して、国民革命軍第八路軍とすることを正式に公布し、朱徳を八路軍総司令、彭徳懷を副司令に任命し、三カ師(林彪の一五師、賀竜の二〇師、劉伯承の二九師)を率いさせた。一〇月一二日には、国民党政府は、南方の赤軍を改編して新四軍とし、葉挺、項英をそれぞれ正副軍長に任命する旨を正式に發令した。かくて、南方赤軍は、抗日を目的としての国民革命軍の一部となった。

- (15) 一九三八年一月四日の晋察冀辺区軍政民代表大會宣言(「抗日根拠地政策条例彙集」晋察冀之部三〇―三三頁・日本國際問題研究所編中国共産党史資料集9・五四―五五頁)には、次のように述べられている。

「辺区臨時行政委員会は、民族統一戦線の政権形式をもって、各党・各派・各階層および各種の民族分子を包含するものであり、その実質は、抗日および真の民主主義を貫徹することにある。行政体系にあっては、これも中華民国の地方政府であり、中央政府の指導に服従し、中央政府の批准を経て中央政府の法律と命令を受けるものであり、将来すべての失地を回復し、晋察冀三省政府の権限を回復した暁には、辺区臨時行政委員会の任務は、即刻終結を告げるものである。」

(16) 晋察冀辺区の行政機構については、陳昌浩「抗日根拠地となった晋察冀辺区」(日本国際問題研究所編・中国共産党史資料集9一四三頁)によれば「行政体系上、それは中華民国の一部であり、中華民国の法律・命令を実行し遵守する権利と義務を有する」ことが規定されている。また同時に、「その実際内容は抗日と真の民主を貫徹することである」とも規定されている。辺区内の最高行政機関は、臨時行政委員会であり、それは、大会で選出され、国民政府行政院の認可を待たないものである。行政委員会(辺区政府)には、秘書処、民政庁、財政庁、教育庁、実業庁が設けられ、省政府組織法によって組織される。県政府・区・郷・鎮または村公所(村政府)の組織法は、従来どおりとする。(この資料は、一九三八年四月四日に作成された。)

(17) 一九四六年四月二三日には、陝甘寧辺区憲法原則が公布されている。また、同日付で「陝甘寧辺区婚姻条例」が立法公布されている。さらに、同年五月四日には、中共中央「土地問題に関する指示」が公布されている。この指示においては、漢奸、地主、土豪劣紳、ボス等に対する闘争方式、処罰方式を定めている。さらに、八月には、晋察冀辺区行政委員会「民族工業保護發展暫行弁法」が公布されている。これらのことからみて、中国共産党の支配下の辺区では、自主独立の線が強くでているとみるのが妥当であろう。

## (二) 中華ソビエト共和国における刑法思想

中華ソビエト共和国における刑法思想を追究するためには、当時の代表的な刑罰法令を分析して見る必要がある

であろう。

当時の代表的刑罰法令としては、(イ) 汚職・浪費行為の処罰令、(ロ) 中華ソビエト共和国反革命処罰条例、(ハ) 紅軍内の逃亡分子処罰令、(ニ) 国幣の使用の妨害を処罰する布告、(ホ) 労働法規違反懲罰条例がある。これらの刑罰法令は、人民相互間の矛盾を解決するものではなく、中国共産党の領導する中華ソビエト共和国の革命的政策に違反する者に対する懲罰を規定するものである。その違反は、反革命行為、紅軍逃亡行為、国幣使用妨害行為、公金横領行為のように、敵対矛盾から発生したものが多く、労働法規違反、公金浪費などの行為のように、必ずしも敵対矛盾に基づくとはいえず、むしろ革命教育の不十分が原因であると思われるものもある。

(1) 中華ソビエト共和国反革命処罰条例にあらわれた刑法原理 この条例は、現代中国刑法の基本的原理をすべて具備した標準的・代表的刑事立法といっても過言でない体裁と内容をもっている。

第一条で、その適用範囲を規定し、世界主義をとることを宣明している。すなわち、この条例に列挙する罪を犯す者は、その者の国籍、犯罪地の国内外を問わず、この条例を適用するとしている。この規定は、この条例の制定がソビエト連邦の刑法の影響下にあることを示すものではなからうか。

次に、第二条において、反革命行為を定義して、いかなる方法を用いるかを問わず、「ソビエト政府および労働農民革命の獲得した権利の顛覆あるいは破壊を企図し、豪紳・地主・ブルジョアジーの支配の保持あるいは復活を企図する」行為が、それであるとす。そして、第三条以下第三〇条までの二八カ条に反革命行為の各種の類型を掲げ、それに対応する刑罰を規定している。しかしながら、このことは罪刑法定主義に従ったものとは解されない。

右の犯罪類型に包括されない反革命の犯罪行為が、この条例の三八条で予定されており、「この条例に包括されていない反革命の犯罪行為は、この条例の相類似する条項に基づいて、処罰することができる」とされているからである。いわゆる類推処罰の原則の宣明である。

第三に右に掲げた反革命行為の定義規定およびこの条例の第三四条にある「労農者」の犯罪に対する刑罰を「地主・ブルジョア分子」の同等犯罪に比較して減輕する旨の規定は、この条例の階級的差別性を示すものであろう。すなわち、刑罰法令の階級性と類推処罰の原則は、革命的刑法の特徴の一つであるが、これがこの条例には、明確にされているのである。

第四に、この条例の掲げる犯罪類型は、反革命目的の行為の類例を示しているが、それは、行為そのものが反革命行為であるもの、および反革命の目的を有することによって始めて反革命性を有する行為に大別される<sup>(1)</sup>。

前者の行為には、「反革命武装軍隊・団匪・土匪を組織してソビエト領土を侵し、もしくは住民を煽動して反革命暴動を行なう」いわゆる内乱行為、「帝国主義・国民党軍と結託して武力攻撃しもしくは紅軍の行動に抵抗する」いわゆる外患行為、「反革命団体を組織しソビエトに反対・破壊する」行為や、「住民の納税拒否その他の義務不履行を組織・煽動する」行為のようないわゆる破壊活動行為、「反動支配区域内における、重要な責任地位にあった者の労農人民の利益・革命運動に対する反対行為」、「反革命に投降し機密を通報し、又はソビエトと紅軍に積極的に反対する行為」、「軍用品を携帯して敵に投降する」行為や「赤軍兵士の逃亡の指導・組織もしくは赤軍兵士の五回以上の逃亡」行為など*の*いわゆる軍事力破壊行為、「中華ソビエト共和国の経済・通貨機構の破壊行為」、「ソビエト国

家、紅軍・革命団体の公印・私印・公文書・私文書の偽造」行為、「国外追放者の再潜入」行為、等がある。

これらの行為のうち、内乱行為、外患行為、反革命に投降機密通報行為、軍用品を携帯し敵に帰順する行為、国外追放者の再潜入行為、反革命目的での革命分子殺害行為、反革命目的のスパイ行為、反革命目的での革命武装部隊への潜入行為、反革命目的での命令違背・味方部隊攻撃、反革命目的での武器隠匿などの行為は、敵性行為の最たるものとされ、これに対する刑罰も、死刑に限られている。

また、右以外の反革命行為も、宣伝補助行為に特例がみられる外は、すべて死刑が科せられている。ただ、この場合の反革命行為については、罪状の比較的軽い者に対する禁錮刑が規定されている点で、注目される。

右に述べたところから、反革命行為の処罰について、行為の可罰的違法性の質と量の軽重・大小が考慮されていることを知りうるであろう。可罰的違法性の質の問題は、反革命性の軽重によって決定され、量の問題は、違法行為の影響もしくは結果の大小により判断されるものである。反革命行為で死刑のみの法定刑を規定している犯罪は、可罰的違法性の質において反革命性が決定的に重大とされるものである。

罪状の比較的軽い行為について禁錮刑が規定されている罪は、可罰的違法性の質（反革命性の程度）と量（結果または他への影響の大小）とにおいて、死刑に処する必要が認められないものであると思われる。

反革命犯に対する法定刑が嚴重であるのは、この条例を制定公布した当時の客観的事情に基づくものと思われる。一九三四年三月には国民党軍が中央ソビエト区に対する総攻撃を開始、同月三十一日には中央ソビエト区南豊が陥落する状態であった。こうした国民党軍との戦闘の行なわれていることを背景として、中華ソビエト政府による司法

手続や反革命処罰条例が公布されているのである。そして、その後も激しい攻防戦が続き、国民党軍のソビエト区への攻撃が強化された。そのため、同年一〇月三日に、中華ソビエト政府・中共中央は、ソビエト区の全民衆に対して武装遊撃戦を呼びかけている。かくして、一〇月一〇日にはソビエト中央政府中央機関の瑞金撤退開始、一六日には紅軍のいわゆる長征が開始されている。このような客観的背景からみるときは、反革命処罰条例が戦時立法であったことが知られよう。それ故、各本条をみる限りでは、嚴重な刑罰による威嚇が目立つけれども、平時刑法の諸原則もまた十分に考慮されていることを見落してはならないであろう。

刑罰は、主刑として「死刑」<sup>(7)</sup>「禁錮」の二つに限り、附加刑として「財産没収」、「公民権剝奪」<sup>(4)</sup>を設けている。そして、禁錮については最高限度を一〇年に制限している。<sup>(5)</sup>

また、刑の減輕・加重事由をも規定する。加重事由は、重犯<sup>(6)</sup>を規定するに止まるが、減輕事由については、多くの規定を有する。

減輕事由としては、未遂、従犯の減輕<sup>(7)</sup>がある外、一六才以下の未成年者の減輕、主観的事情すなわち期待不可能<sup>(8)</sup>（脅迫下にあったこと）、最終目的不知などのある場合の減輕・免除<sup>(9)</sup>、自首・更生者に対する減輕<sup>(10)</sup>がある。

「他人に脅迫され本人の意思によらない」ことや「脅迫から逃れる方法がなく罪を犯した」ことを、減輕・免除事由としていることは、これらの事由を、責任阻却とはせず、責任の軽減事由として扱えていることを意味する。反革命行為のもたらす危害性と危険性を重大視する革命刑法においては、客観的違法結果がある以上、無罪とするわけにはいかないが、犯罪行為者に刑事責任を負わせる主観的事情がないかまたは少い場合には、刑を免除または減



軽する可能性をもたせることが妥当と認めたとと思われる。このことは別の観点からすれば、責任を犯罪構成の要件とはしていないことを意味する。すなわち、革命刑法においては、犯罪は、反革命性を有する社会的危害性または危険性を生ずる可罰的違法行為であることを意味すると思われる。したがって、行為者の主観的事情は、刑事責任の減輕または消滅の事由とはなっても、犯罪性の否定事由とはならないのであろう。

「当該犯罪行為の最終目的に気づかなかつたこと」を刑の軽減または免除事由とすることは、反革命行為をしていると気づかないで行為したことに、すなわち過失行為を減輕・免除事由としたことと解される。

「当該犯罪行為の実行と直接に関係のないこと」を刑の減輕・免除事由とし、犯罪性を否定する事由としていないことは、反革命犯罪の実行に間接に関係することを、犯罪とすることを意味するものと解される。間接に犯罪の実行に関係するとは如何なることをいうのであろうか。反革命犯罪者の隠匿または幫助行為は、正犯者と同罪とされ、付和雷同者は直接関係者であるから、これに該当しない。考えられるものとして、反革命目的での宗教迷信利用の住民煽動罪やソビエト共和国の経済破壊目的での住民煽動罪における「煽動された住民」が、何らかのソビエト共和国の制度もしくは政策に不利になる行動にでた場合があると思われる。

減輕事由として特殊なものに、「功績者」に対する減輕<sup>(13)</sup>、労農階級に属する者で犯罪について指導的重要な地位にない者<sup>(14)</sup>に対する減輕がある。後者が階級性の考慮であることはいうまでもないことであらう。というのは、この階級に属する者の付和雷同的犯罪を厳しく処罰することは誤りであり、寛大な処置をとるべきものであることが、中華ソビエト共和国中央執行委員会の基本方針であったからである<sup>(15)</sup>。さらに規定の全容からみても、この減輕は、

地主・ブルジョア階級に属する者が指導的なまたは重要な犯罪行為でない者に対する処罰と比較して、労農階級に属する者の場合は、情状酌量してその刑を減輕することができるとするものであるから、階級性を表面からとりあげたものと解されるのである。

「功績者」の犯罪行為に対する刑の減輕がなされる理由は何であろうか。犯罪行為の摘発・検挙または以後に功績を立てて罪を贖った者に対して刑の減輕をするのは、悔悟の効を認めるからに外ならない。中華ソビエト共和国が、科刑を行為本位に考えず、行為者本位に考える立場をとっていたとすれば、このことは道理にかなったことであらう。悔悟贖罪が功績をたてることで立証されるならば、刑罰が単なる懲罰でなく、犯罪人の教育・改造の効果を求めるものとする社会主義刑法の精神からいって、減輕処分の可能性を残すことに、理があるといわねばならないからである。

上述したところとは別に、ソビエトに対して功績のある者であれば、功績をたてた時期が犯罪行為の前後を問わず、減輕を認める趣旨であるかということも、規定の文面上からは問題とならう。このことは、罪状が比較的に軽いための減輕とは別の場合の減輕であるから、罪状が重い場合についても適用せられるものであることと、犯罪行為の反革命性の程度と、結果・影響の大小との判断が必要であることを、十分に考慮して結論を出さなければならぬであらう。また、反革命処罰条例が当時の革命的階級戦争を勝利に導くための保障手段として立法されたものであることも忘れられてはならない。一九三一年九月一日付の「中央対蘇区指示信」(中共中央のソビエト区に対する指示書簡)が述べている具体的任務のうちの「第六」は「すべての反革命的な政治グループは処罰して絶滅させな

ければならない<sup>(16)</sup>』としている。また、中央五中全会の一九三四年一月一八日付の「当面の情勢と党の任務についての決議」は、「階級異分子と信頼できない分子を組織から追放すべきである」と述べている<sup>(17)</sup>。また、中共五中全会の「第二回全国ソビエト代表大会党フラクションに与える指令」には、「革命的警戒心を最大限にまで高め、ソビエト機関内にもぐりこみ、陰で破壊活動を行なっている階級異分子と害虫どもを摘発し、彼らにきびしい革命の制裁を加えなければならぬ<sup>(18)</sup>』と指示されている。さらに、一九三四年一月に毛沢東が「第二回全国ソビエト代表大会」において行なった「中央執行委員会」の報告においては、「ソビエト法廷では、反革命分子を嚴重に弾圧する活動を行っており、ソビエトはこのような分子に対して、いささかも姑息な態度をとるべきでない<sup>(19)</sup>』と述べられている。しかも、右の毛沢東の二全大会報告には、「ソビエト法廷は、地主・ブルジョアジーを弾圧することを目的とし、労働分子の犯罪に対しては一般に軽く処置する<sup>(20)</sup>』とされている。

このような当時の文献にあらわれた考え方を基礎に、「功績者」の犯罪に対する減輕を考察する必要があるであろう。中華ソビエト刑法の階級性からみるならば、刑の減輕に該当する犯罪行為前の功績者は、労働階級に属する者と認められるものに限られるべきであろう。地主・ブルジョアジーが以前にソビエトに対して功績があったとしても、その後において反革命行為をすれば、これに対して刑の減輕をすることは、革命刑法の本質的に反するからである。

犯罪者が一四歳以下の幼年者である場合には、刑罰を科さないで、教育機関において感化教育を行なうものとされる<sup>(21)</sup>。この規定は、刑罰適応能力の不完全な一四歳以下の幼年犯罪者に対する刑事政策を示すものである。精神病

者等心神喪失者に対する政策は規定されていない。

(2) 労働法規違反懲罰条例にあらわれた刑法原理　この条例は、「中華ソビエト労働法（一九三三年一月一日公布）」の実効を保障するために立法されたもので、労働法規に違反した雇主を処罰することを規定するものである。処罰対象とされる雇主は、個人である、国有企業であると、合作社であるとを問わない。国有企業または合作社が処罰される場合には、それらの機関管理部の名称で雇傭するものであるとされること<sup>(22)</sup>から考えて、機関管理部の責任者が、雇主とされると解されるであろう。

刑罰としては罰金または、強制労働もしくは拘禁が規定されている。

処罰の程度は、企業または機関の雇傭労働者の数と、違法行為の及んだ範囲の大小とを考慮して決定される<sup>(23)</sup>。また、労働問題に関する法規についての雇主の違反は、その違法行為の程度と被雇傭者への影響の大小を考慮して処罰すべきものと規定されている<sup>(24)</sup>。犯罪の程度により刑罰の程度を決定するということは、この条例が確立している原理の一つであろう。

この条例における犯罪は、敵対矛盾より生じたものと解すべきものでないことは、刑罰の程度および性質からみていいうるところである。それにもかかわらず、なお、中農・貧農および手工業者・小船主で、自己の労働力の不足を他人の労働力の使用によって補っている者で、労働者・労働組合の同意を得ているが労働法規の規定にのっとっていない者には、労働法規違反懲罰条例の規定を機械的に適用して処罰することを禁じていることは、注目すべきであろう。<sup>(25)</sup>

(3) 「汚職・浪費行為の処罰について」<sup>(26)</sup>にあらわれた刑法原理 この訓令は、国家公務員、国营企業もしくは公共団体の職員が、自己の地位を利用して行なう公金横領、公金流用図利等の汚職罪および、公金浪費を処罰することを規定するものである。犯罪金額の大小に対応して刑罰の種類・程度を定めている。

公金横領・公金流用図利に対する刑罰は、死刑、二年以上五年以下の禁錮、六カ月以上二年以下の禁錮、六カ月以下の強制労働の四種であるが、付加刑として本人の財産の全部または一部の没収が科せられ、さらに横領・流用公金の回収することができるとされている。

公金浪費罪は、職務怠慢によるものであるとされ、浪費の程度に応じて警告・免職もしくは一カ月以上三年以下の禁錮が科せられる。

汚職罪である公金横領・流用図利の行為は、国家建設の時期においては、反革命犯罪にも比すべき敵対性をもつものとして排斥・予防すべきものである。しかし、浪費罪は、人民内部の矛盾が生む犯罪で非敵対性のものとされていると解される。敵対性犯罪と非敵対性犯罪とは、これに対する刑罰の種類・程度に根本的な差異があることを示しているものであろう。

(4) 「紅軍内の逃亡分子の問題について」<sup>(27)</sup>にあらわれた刑法原理 この中央政府中央執行委員会命令は「逃亡」を「紅軍と革命戦争の兇悪な敵」として規定している。しかし、「逃亡」には、銃器携帯逃亡<sup>(28)</sup>、組織的逃亡<sup>(29)</sup>の敵対性逃亡のほか、「政治的自覚の不十分による個人逃亡」という非敵対性逃亡が規定されていることに注目するを要するであろう。前者は敵対矛盾の問題であるが、後者は人民内部矛盾の問題と解していると思われるからである。

また、これらの逃亡罪の外、紅軍破壊および帰隊運動破壊の罪が規定されている。<sup>(30)</sup> この罪も敵対性の罪としてとらえられている。この外、この罪と同じ程度の可罰的違法性を認めている行為に、「紅軍内の逃亡者の問題について」という「命令」の不執行がある。<sup>(32)</sup>

敵対性逃亡のうち、銃器携帯逃亡は逮捕の現場で一律に銃殺、組織的逃亡はその指導的地位にある者を逮捕し公開裁判を経て銃殺としている。また、紅軍破壊、帰隊運動破壊の行為に対しては、逮捕し法廷に送り有期懲役刑に処するか、もしくは直ちに銃殺とする。そして、この刑罰は、この逃亡分子処罰令の不執行者に対して適用される。「政治的自覚不十分のための個人逃亡」は、人民内部の矛盾の問題として把握されていると思われる。したがってこうした逃亡者に対しては進んで帰隊する条件としての説得と家族優待工作を以てし、逮捕・拘禁等の処置を禁止しているこの禁止に違反した者は、ソビエトの法律違反として処罰される。<sup>(33)</sup> このことは、組織的逃亡における被引率隊員の処罰規定を有しないことと無関連ではあり得ないであろう。政治的自覚不十分は、階級的是非の判断力の不完全いかなれば階級的立場からの違法認識の可能性が十分でないことを意味する。被引率隊員の場合も、個人逃亡の場合も同様であって、教育・説得を以て対処すれば、帰隊させ、政治的自覚を十分にもたせることができるものとしたのであろう。

しかしながら、説得に応じないで頑固に帰隊を拒む逃亡者が出現することもあり得るであろう。このような場合には、大衆討議にかけ、大衆の賛同が得られるときには、軍服・シーツ・毛布などの支給品および大衆のこうむった損害（逃亡者の家族を優待するために提供した労働力）<sup>(34)</sup>などを弁償させて帰宅することを許すが、選挙権は剝奪

するものとしている。<sup>(35)</sup>

紅軍を逃亡した者に対しては、後方の各機関、各部隊、各団体での勤務を許さないと規定され、この禁止に違反して逃亡者を受け入れた場合には、当該機関の責任者を、降職、免職、拘禁の処分とするとされている。このことは、前線勤務を回避する気風の発生を防止するために不可欠の処置であると思われる。

こうした一連の「政治的自覚不十分のための逃亡者」に対する対処規定は、人民内部矛盾の処理原則としての違法行為者に対する説得・教育の具体的方法を示すものであろう。ここに、中華ソビエト刑法の考え方の本質的なものの一つがみられる。

(5) その他の刑罰法令にみられる刑法原理　中華ソビエト刑法の「階級性」を示す適例として、一九三四年一月一日公布の「国幣の使用について」という布告と、一九三一年末公布の「中国労農紅軍士兵会規約」<sup>(37)</sup>をとりあげることができる。

「国幣の使用について」という布告では、悪徳商人・富農・反革命分子の国幣使用拒否と、労働者・農民階級の者が国幣使用拒否をする場合とを区別している。前者は敵対性行為として逮捕し厳罰に処する。しかし後者については、説明・説得をもって対処する。それとともに、後者に対してデマをとばし煽動し国幣の信用を破壊する反革命者を厳罰にすべきものと規定する。

「紅軍士兵会規約」の処罰基準は、人民内部矛盾として処置すべき違法行為とそれに対する処罰の種類を示している。

この「紅軍士兵会規約」では、会員の言論・行動に誤りがあるのに話合いや批判を終わっても改めない者を処罰するものとしているが、その処罰の内容は、勸告、警告、除名の三種に限られ、違法行為者に反省を求める処分にすぎない。人民内部矛盾の解決方法としての人民の自己教育作用としての処罰という考え方がここにあらわれている。<sup>38)</sup> こうした考え方は、中華人民共和国刑法の伝統的原理であると思われる。

(1) 前掲の九四頁注(4)の三条、四条、五条、六条、一一条、一三条、一五条、一六条、一八条、二五条、二七条、二九条に掲げる行為は、目的の如何にかかわらず、その行為が本質的に反革命性を有する。

(2) 前掲の九四頁注(4)の七条(法令・国営事業の破壊行為)、八条(政府機関・国営事業への潜入行為)、九条(政府・紅軍・革命団体の職員その他の革命分子の殺害行為)、一〇条(スパイ行為・機密漏泄)、一二条(宣伝・煽動行為)、一四条(宗教、迷信利用のソビエト・その法令破壊)、一七条(革命武装部隊への潜入)、一九条(軍用品の破壊・放棄・盗取売渡)、二〇条(軍人の命令違背・戦線混乱行為)、二一条(革命民衆殺害・財産略奪)、二二条(武器隠匿)、二三条(秘密機関組織による交通・倉庫・建造物破壊)、二四条(家屋・山林への放火)、二六条(貿易妨害・企業閉鎖)、二八条(ソビエト機関に潜入しての反革命者の犯罪放置・逃亡教唆)

(3) 中華ソビエト共和国反革命処罰条例一三条

(4) 前掲条例三九条。

(5) 同条例四〇条

(6) 同条例三一条

(7) 同条例三二条

(8) 同条例三七条



- (9) 同条例三三条
- (10) 同条例三六条
- (11) 向条例一四条
- (12) 同条例二五条
- (13) 同条例三五条
- (14) 同条例三四条
- (15) 前掲本誌九百頁注(7)の(7)参照。前掲「中国共産党史資料集」5・五一八頁(七)を参照。
- (16) 前掲「中国共産党史資料集」5・三四九頁下段一八行目から引用。
- (17) 前掲「中国共産党史資料集」7・二六頁上段七行目から引用。
- (18) 前掲「中国共産党史資料集」7・五〇頁下段一二行目―一五行目から引用。
- (19) 毛沢東「第二回全国ソビエト代表大会における中央執行委員会の報告」(一九三四年一月二四日―二五日)・前掲「中国共産党史資料集」7・七一頁―七三頁は「ソビエトの地主・ブルジョアジーに対する態度について述べ」ているが、その中で「第三は、革命の武力と革命法廷を利用して一切の反革命活動を弾圧することである。ソビエトは、民衆を武装するとする任務にもつぎ、堅強な紅軍と広範な地方部隊をうちたてたが、……しかし、ソビエトはこれと関連するもう一つの反革命鎮圧の重要な武器をもっている。それがソビエト法廷である。ソビエト法廷は、直接武力に頼り、国家政治保衛局の活動に頼り、広範な民衆の階級闘争に頼って、ソビエト区内の一切の反革命の企図に嚴重な弾圧を加えている。……ソビエト法廷は、地主・ブルジョアジーを弾圧することを目的とし、労働分子の犯罪に対しては、一般に軽く処置する。……ソビエト法廷では、一方で反革命分子を嚴重に弾圧する活動を行っており、ソビエトはこのような分子に対して、いささかも姑息な態度をとるべきでない。しかし他の面では、すでに逮捕された者に対して、すべて非人道的な待遇を禁止している。ソビ

エト中央政府は、すでに体刑の廃止を法令によって公布しており、これもまた歴史上の大きな改革である……。ソビエトの監獄は、死刑以外の犯罪に対して感化主義すなわち共産主義的精神と労働規律によって犯人を教育し、犯人の犯罪者の性質を変える方法をとっている。……敵対階級の反革命の陰謀をなくし、ソビエト区領土内に革命秩序をうちたて、司法の面での野蛮な封建的な一切の残滓を廃棄すること、これがソビエトの法廷の目的であり、……」。

- (20) 前掲「中国共産党史資料集」7・七三頁上段三行目―四行目から引用。
- (21) 中華ソビエト共和国反革命処罰条例三七条。
- (22) 中華ソビエト共和国労働法第八條。前掲「中国共産党史資料集」6・四二五頁参照。
- (23) 前掲九〇頁注(1)労働法規違反懲罰条例第二条参照。
- (24) 同右条例三条。
- (25) 同右条例九條。
- (26) 前掲九二頁注(2)「汚職・浪費行為の処罰について」参照。
- (27) 前掲九二頁注(3)「紅軍内の逃亡分子の問題について」参照。
- (28) 「紅軍内の逃亡分子の問題について」一号「銃器を携えて逃亡すること」をいう。
- (29) 同右二号の「印鑑偽造、通行証偽造などをして逃亡を組織し、一分隊(一班)、一小隊(一排)、一中隊(一連)を率いて逃亡すること」をいう。この場合は、指導分子を処罰する。
- (30) 同右三号の犯罪で「しばしば逃亡し、デマをまき散らす」ことを手段として行なう紅軍に対する破壊活動をいう。
- (31) 同右三号の犯罪で「デマをまき散らし」「帰隊運動を破壊する」行為をいう。
- (32) 同右七号、本号九二頁注(3)参照。
- (33) 同右四号参照。

(34) 中華ソビエト共和国執行委員会訓令第九号「紅軍優待条例施行のための実施弁法」(一九三二年二月一日)は、前年の一月に発表された「第一回全国ソビエト代表大会での「中国労農紅軍優待条例についての決議」の実施細則にあたるもので、前文の外、一九項目からなっている。その第六項に「優待条例執行上の重要問題は、当面は大衆を動員して、紅軍家族の土地の耕作を援助し、また紅軍の公団を耕作させることである」とし、その具体的な割りふりの仕方を定めている。

(35) 前掲「紅軍内の逃亡分子の問題について」六号。本号九二頁注(3)の(六)参照。

(36) 本号九九頁注(6)参照。

(37) 本号九一頁注(5)参照。

(38) 毛沢東「人民民主主義独裁について」・毛沢東選集(外文出版社版)四卷五五一頁参照。

(三) 中華ソビエト共和国における司法機関と司法手続

(1) 制度の創設 一九三一年二月一三日付の訓令第六号「反革命事件の処理手続および司法機関を樹立するための暫行手続」<sup>(1)</sup>の前文によれば、「臨時中央政府の成立以後各地、各級・ソビエト政府により多くの反革命分子の逮捕、訊問、処分が行なわれ、反革命に致命的打撃が加えられたが、その工作は、多くの地方で正しく行なわれなかった。十分な証拠もなく捜査活動も行わずに、人を逮捕し、審問にあたっては、もっぱらリンチによって自白させたり、拷問による自白の強要があったことが、しばしば発見された。犯人を処分するにあたっては、いかなる階級要素に属するかを区別せず、首謀者と付和雷同者とを区別せず、軽い処罰を加えるべきものに重い処罰を加えたものもある。このような誤りは、ソビエト区の多くの地方でしばしば発見されているが、そのために、多くの地

方の労農大衆がソビエト政府の反革命肅清工作について疑惑をいだくにいたっている。革命大衆の権利は、このようなソビエト政府の下では完全な保障を得られないので、臨時中央政府は、各地、各級ソビエト政府に対し、迅速に革命秩序を確立することにより、革命大衆の生存権およびすべての法律上当然取得すべき権利を完全に保障すると同時に、反革命の組織と活動を徹底的に根絶することを訴えた。<sup>(2)</sup>そして、そのための暫行手続を規定している。右の暫行手続が報じている背景と要求とに基いて、司法機関の整備および司法手続が制定されている。

刑事・民事の裁判を行なうのは、国家司法機関であるが、それには、中央、省、県、区の各級の「法院」または「裁判部」がある。<sup>(3)</sup>省級以下の地方司法機関として、法院（裁判所）が設置されていないところには、三級の政府に「裁判部」が設置され、臨時の司法機関となった。<sup>(4)</sup>

検察機関としては、反革命事件の捜査・逮捕および予審を担当する機関として、国家政治保衛局が設置された。<sup>(5)</sup>省、県、区にはそれぞれ国家政治保衛局分局、特派員または反革命肅清委員会などの反革命肅清機関が置かれた。<sup>(6)</sup>反革命肅清委員会の設置はあるが国家政治保衛局分局または特派員が設けられていない県または区では、県もしくは区の政府に検察権があるものとされている。<sup>(7)</sup>

次に、各司法機関および検察機関の権限の明確化がなされていた。各級司法機関は、審判機関として、反革命事犯のみならず他の刑事、民事の審理および裁判の確定（無罪の宣告および有罪・処刑の宣告）の権限を有する。<sup>(8)</sup>県級以下の司法機関には、死刑判決の権限がないのを原則とする。<sup>(9)</sup>死刑判決の権限は、中央司法機関および省司法機関にのみ与えられているので、特別の事情があつて省司法機関が特に許可した場合に限って、県級司法機関に死刑

判決権が与えられた。<sup>(10)</sup> しかしながら、敵対性階級所属者（豪紳・地主・富農・資本家）の犯罪については、それが顯著でかつその土地の労働大衆が死刑を要求する場合には、特例が設けられ、その土地の政府に死刑執行権が与えられる。<sup>(11)</sup> さらにまた、暴動の発生時で革命政権の機関が樹立されていない場合には、その土地の革命大衆に、豪紳・地主、すべての反革命分子の逮捕・処刑権限が与えられている。<sup>(12)</sup>

檢察機関の権限は、一般的にみれば、犯罪の捜査、嫌疑者の逮捕、予審の実施、訴の提起、審判の維持である。特に反革命事件については、すべて国家政治保衛局に捜査、逮捕、予審、提訴の権限が属する。県または区の政府の檢察権限は、国家政治保衛局の機関の管理下に置かれる。<sup>(13)</sup> したがって、特殊な事情があつて報告できない場合に限って独自の逮捕権限が認められる外は、国家政治保衛局省分局の同意が逮捕権行使の条件とされている。<sup>(14)</sup>

革命政府が樹立されて六カ月未滿の地方では、県反革命肅清機関および特別指定の区反革命肅清機関に、県・区執行委員会の同意を条件に、反革命分子の逮捕・裁判決定権限が与えられた。<sup>(15)</sup>

司法手続についての特色は、(1) 階級闘争性を有すること、(2) 上級機関の批准制度をとること、(3) 職權審理主義をとり当事者主義をとっていないこと、(4) 証拠証明主義をとり、拷問禁止をしていること、(5) 上訴制度は死刑の判決についてのみ認められていること、にある。

反革命事件の処理手続として前掲の暫行手続が規定しているところによると、反革命団体の所属員は必ずその階要素別に区別し、豪紳、地主、富農、資本家の出身の反革命分子は、敵罰（例、死刑の宣告）にすべきであるが、労働者、農民、貧民、勤労大衆出身で反革命組織に加入した者については、寛大な処置（例、悔悟させて釈放）をと

るべきであるとしている。これは、出身階級の如何によって処罰を区別するものである。また、反革命団体の所属員の中の主要人物と付和雷同者とを区別し、主要人物は嚴罰にすべきであるが、付和雷同者については寛大処置をすべきものとする。<sup>(16)</sup>これは、活動態様もしくは地位によって処罰を区別するものである。ここでは、ブルジョア刑事法におけるような「法の下の平等」とか「行為責任主義」はなく、司法手続もまた階級闘争の一つの方法としてとらえられているのである。

次に、司法手続における上級の批准制度は、さきに述べた司法機関および檢察機關の権限の中にあらわれている。職權審理主義は、国家政治保衛局による予審制度、審理手続における被告人の權利がほとんど規定されていないこと(当事者主義をとっていない)、革命政權樹立後日浅いとき敵対性階級の所屬者に対する死刑執行がその土地の勞農大衆の要求により可能であるとしていること、などにあらわれている。

審理の方法として証拠証明主義をとり、拷問を禁止する規定を特に設けていることが、實際の經驗の結果とられた刑事政策であることは、前掲の訓令第六号の前文に明らかであるが、その後、この方針は、一貫して変らない。上訴制度が不完全で、中央ソビエト区およびその附近の省司法機關がした死刑の判決についてのみ、被告は一四日以内に中央司法機關に上訴できるとしているに<sup>(17)</sup>すぎないことは、當時の中華ソビエト政權の支配の特殊な事情によることで、むしろ、不完全ながらも上訴制度の芽生えがみられることを評価すべきであろう。

(2) 中華ソビエト共和国司法手続の確立 一九三四年四月八日付の中華ソビエト共和国中央執行委員會命令中第五号「中華ソビエト共和国司法手続」は、国内戦争の環境の中で、ソビエト法廷、政治保衛局、反革命肅清委員

会等の機関が、正確かつ迅速に反革命を鎮圧し、革命民衆の利益を保障できるように、従来の司法手続を廃止して、<sup>(18)</sup>次のように制度を改めた。

(イ) 犯人逮捕機関と尋問・判決権限 区保衛局特派員・区裁判部、区反革命肅清委員会、民警局、労働法廷は、いずれも反革命犯およびその他の逮捕すべき犯人を逮捕する権限を有する機関である。<sup>(19)</sup>このうち、区裁判部と区反革命肅清委員会は、その土地のすべての犯人を尋問、判決する権限を有するばかりでなく、新ソビエト区、辺境区域および敵が攻撃をしかけている地方や反革命がとくに活躍している地方では、ある種の工作の緊急動員がなされている時期には、その土地の革命民衆の支持のあることを条件に、反革命および豪紳・地主の犯罪者に対して、審理して後直接に死刑を執行する権限を与えられている。すなわち、捜査機関と裁判機関の合一体制がとられているばかりでなく、特殊の場合には行刑機関をも兼ねるものである。ただ、民警局および労働法廷は逮捕権を有するが被逮捕者の裁判権は有しない。

省級および県級の裁判部、反革命肅清委員会、高級および初級の軍事裁判所は、いずれも、すべての犯罪人の逮捕、尋問、判決、判決の執行（死刑の執行）の権限を有する。すなわち、これらの機関は、捜査機関、審判機関および行刑機関の三者を兼ねるものであった。

各級の国家政治保衛局は、反革命事件について、いずれも予審の権限を有する。それ故に、反革命犯人を逮捕した機関は、犯人を各級の国家政治保衛局に移送するを要する。予審後は、法廷に移して処置するものとされている。ただし、辺境区域にある地方保衛局や前線にある紅軍保衛局は、敵のスパイ、反共的な地方自警組織（刀匪、団匪）、

反革命の豪紳・地主に対する直接処分権を有するから、裁判部を経るを要しないものとされている。重大で緊急な反革命事件については、国家政治保衛局およびその地方分局、紅軍分局、軍区分局に、緊急処置権限が付与されている。<sup>(20)</sup>

(ロ) 上訴制度の確立　中華ソビエト共和国司法手続では、従来の制度がとっていた上級の批准制度が廃止され、上訴制度が確立されている。判決に不服な犯人に、上訴表明権が認められた。上訴表明の期限は、判決書が被告人に到着した日から起算して七日以内とされている。ただし、新ソビエト区、辺境区域、敵側の攻撃をうけている地方において、もしくははその他の緊急事情がある場合には、反革命事件および豪紳・地主の犯罪者に対して、上訴権が剝奪されることがあるものとされている。<sup>(21)</sup>ここにも、司法手続の階級闘争性があらわれているといつてよいであろう。

(ハ) 二級審理制の採用　原則としてソビエト法廷は二審制をとっている。従来の一審制で上級批准制をとった制度を改正して、上訴制を採用したためである。二審制は、初審と終審とであつて、初審機関の直上の機関を終審機関とするものである。軍事裁判についても同様である。最高法院は審理手続上最終の審理機関となる。二級審理を経た後は、それ以上上訴することはできないものとされるから、最高法院が終審となるのは、省裁判部または高級軍事裁判所を初審とするときに限られる。ただ例外として、当該事件が二審を経た後も、検察員が異見を認める場合には、再審理を司法機関に要求することができる。<sup>(22)</sup>

(ニ) 逮捕、審理、処罰の権限機関の限定　この条例において権限を付与された機関以外の機関は、逮捕、審理、



処罰の権限を有しないのを原則とする。<sup>(23)</sup> 迅速で正確な権限行使を保障し、革命民衆の利益を不当に侵害しないための配慮と思われる。

- (1) 本号九九頁注(7)参照。
- (2) 前掲「中国共産党史資料集」5・五一六頁以下による。
- (3) 右に同じ。本号九九頁注(7)の(1)および(9)参照。
- (4) 本号九九頁注(7)の(9)参照。
- (5) 本号九九頁注(7)の(1)参照。
- (6) 同右注(7)の(5)参照。
- (7) 同右注(7)の(4)参照。
- (8) 同右注(7)の(2)参照。
- (9)(10) 同右注(7)の(2)参照。
- (11) 同右注(7)の(5)参照。
- (12) 同右注(7)の(6)参照。
- (13) 土地のソビエト政府機関は反革命の資料を入手・発見した場合には、国家政治保衛局の機関に対する報告義務を有する。独断での逮捕・取調は禁止されている。同右注(7)の(3)参照。
- (14) 同右注(7)の(4)参照。
- (15) 同右注(7)の(5)参照。
- (16) 同右注(7)の(7)参照。
- (17) 同右注(7)の(2)参照。

(18) 中華ソビエト共和国司法手続(一九三四年四月八日付・命令中字第五号)は、一九三一年一月一六日公布の第六号訓令「反革命事件の処理手続および司法機関を樹立するための暫行手続」、一九三二年六月九日公布の「裁判部暫行組織および裁判条例」および一九三二年二月一日公布の「軍事裁判所暫行組織条例」に規定されている司法手続に関する部分が廃止された。すなわち、ソビエト法廷、政治保衛局、反革命肅正委員会の組織そのものについては変更されたわけではなく、これらの機関の権限、訴訟手続に変更があったものである。

なお、向山寛夫「中華人民共和国の刑事法」二頁以下に掲げるところによれば、檢察機関の組織法令として、工農檢察部組織条例(第一次・一九三一年一月七日付)、中華ソビエト共和国国家政治保衛局組織綱要(一九三一年一月)、中華ソビエト共和国裁判部暫行組織及裁判条例(一九三二年六月九日)、工農檢察部組織条例(第二次一九三二年八月一三日)、同志審判会臨時規則(一九三三年五月)、群衆審判会組織綱要(一九三三年五月)などがある。

(19) 中華ソビエト共和国司法手続(一九三四年四月八日)は、緊急の場合の郷ソビエトと市区ソビエト、郷革命委員会と市区革命委員会の犯人逮捕権について規定する。前掲本号一〇三頁注(10)の(-)参照。

(20) 前掲本号一〇三頁注(10)の(四)参照。

(21) 同右の(四)参照。

(22) 前掲本号一〇三頁注(10)の(六)参照。

(23) 同右の(七)参照。

#### (四) 中華ソビエト共和国の法的性格とその存在時期およびソビエト法廷の目的

(1) ソビエト共和国の法的性格と存在時期 中国共産党が各地の革命根拠地において樹立した「ソビエト」と称した政権を統合して、中華ソビエト共和国中央政府を設立し、江西省の瑞金県を首都としたのは、一九三一年一

月七日のことであつた。<sup>(1)</sup>以来約三年間にわたつて、そこで国家権力を維持した。この国家は、いわゆる西安事変後の中国における情勢変化のあとをうけて、一九三七年八月、国共両党の協定が成立し、<sup>(2)</sup>紅軍は国民革命軍第八路軍に改編され、ソビエト区は、中華民国の特区と改められ、中華ソビエト共和国は形式上解消された。<sup>(3)</sup>その後は、特区は「辺区」と称され、辺区政権は、独自の発展をとげていくのである。

中華ソビエト共和国の法的性格は、中国における分裂国家である。それは、自己の法律、軍隊ならびに政府もち、その領域を有した。その領域は確定したのではなく、全体がまとまりをもたず散在しいくつかの根拠地に分れてはいたが、国家機構組織と法制をそなえた近代国家の特質は具備していた。中華民国と対抗して中国内に建設された国家であつた。<sup>(4)</sup>

第一回全国ソビエト代表大会において採択された中華ソビエト共和国憲法大綱(一九三二年一月七日)は、この政権が労働者と農民の民主独裁の国家であることを宣明している。<sup>(5)</sup>すなわち、この国家は、労農独裁の国家であつた。一九三七年の国共合作により、中華ソビエト共和国は解消し、ソビエト区が中華民国の特区に改組されたといつても、その政権の本質に変更があつたわけではない。中国共産党の方針は、統一戦線における独立自主であつて、統一もしているが独立もしているというのであつた。<sup>(6)</sup>それ故に、辺区政権となつて以後は、中華ソビエト共和国のような中央政府は設けられなかつたが、すべての辺区に中国共産党の指導を貫いていたことからすれば、やはり共産党政権の存在が継続していたと解すべきものであろう。したがつて、中華ソビエト共和国は、形式的には、一九三一年一月から一九三七年八月までの五カ年九カ月の存続であつたが、実質的には、辺区政権に対する指導を通じ

て、中国共産党政権は、中華人民共和国の建国に発展するまで潜在していたと解される。

(2) ソビエト法廷の性格 一九三四年一月下旬に開催された第二回全国ソビエト代表大会における中央執行委員会の報告が毛沢東主席によってなされた。その報告の中で、「ソビエトの地主・ブルジョアジーに対する態度」について述べられている。それによれば、地主・ブルジョアジーおよびその他すべての革命を敵とする者を制裁するソビエトの政策の第一は、彼らを政権の外に排除することであり、その第二は、彼らから言論・出版・集会・結社等の自由を剝奪することであり、その第三は、革命の武力と革命法廷を利用して一切の反革命活動を弾圧することであるとしてゐる。<sup>(7)</sup>

右の毛沢東の報告書によれば、「ソビエト法廷は、直接武力に頼り、国家政治保衛局の活動に頼り、広範な民衆の階級闘争に頼って、ソビエト区内の一切の反革命の企図に嚴重な弾圧を加える」機関であり、「反革命鎮圧の重要な武器」である。ソビエト政権は真に広範な民衆の政権であるから、実際の司法運営も大衆路線を以て貫いている。すなわち、ソビエト法廷の反革命制裁を、大衆の反革命肅清闘争と結びつけるため、「巡回法廷」の普遍的实施が実践された。<sup>(8)</sup>

毛沢東の報告書は、ソビエト法廷と国民党法廷とを比較して次のようにいう。「ソビエト法廷は、地主・ブルジョアジーの弾圧を目的とし、労農分子の犯罪に対しては、一般に軽く処置するが、国民党法廷は、労農階級の鎮圧を目的とし、地主・ブルジョアジーの犯罪に対しては、一般に軽く処置する。法廷の機能は全く政権の階級性によって決定されている。」「ソビエト法廷では、一方で反革命分子を嚴重に弾圧する活動を行なつてゐるが、すでに

逮捕された者に対しては、すべて非人道的な待遇をすることを禁止している。「ソビエト中央政府は、すでに体刑の廃止を法令によって公布している」<sup>(9)</sup>。

また、「ソビエト監獄は、死刑以外の犯罪に対しては、感化主義」をとっている。すなわち、「共産主義的精神と労働規律によって犯人を教育し、犯人の犯罪者の性質を変える方法をとっている」<sup>(10)</sup>。この行刑政策は、革命政策を推進する間の実践的教訓から得られたものであって、西欧の行刑思想をうけついでなものではないと思われる。ソビエト法廷は、「ソビエト区領土内に革命秩序をうちたて、司法の面での野蛮な封建的な一切の残滓を廃棄すること」を目的とするものであることからの、実践から学んだ結論から引き出された制度であるとみるのが当を得ているであらう。

(1) 全国ソビエト区代表者大会宣言(一九三〇年五月)(前掲中国共産党史資料集4・六〇二頁下段から引用)は、「いまや中国には、すでに明らかに二つの異なった政権組織、二つの異なった政治制度がはっきりと存在している。一つは豪紳・地主・買弁・ブルジョアジー・国民党の支配であり、他の一つは労働者・農民・兵士、勤労大衆のソビエト政権である。」と述べている。また、「中国ソビエトの政治綱領」も発表されている。したがって、ソビエト政権の成立は、中央政府を設立した一九三一年一月よりは数年以前のことであったことは、いうまでもない。

(2) 一九三七年九月二日に中国共産党中央委員会の「国共合作に関する宣言」が国民政府機関通信社の「中央社」を通じて正式に発表され、翌二三日に中央宣言に応えて、国共両党の第二次合作に関する蔣介石国民党総統の声明が発表された。(大久保泰・中国共産党史上巻五三〇頁による。なお、同書五三八頁の注(14)によれば、この記事が凱豊「抗日民族統一戦線教程」によったものであることが明らかにされている)。

- (3) 中共中央の公布した国共合作宣言(一九三七年九月二日)は、「敵人陰謀の口実を取消し、一切の善意の懷疑者の誤解を解除するために、中国共産党中央委員会は、自己の民族解放事業に対する赤誠を公開する必要がある。これがために中共中央は特に全国に向って宣言する。(1) 中山先生の三民主義は、中国今日の必需のものであるから、本党はその徹底的実現のために奮闘することを願うものである。(2) 中国国民党政權を破壊する一切の暴動政策および赤化運動を取消し、暴力をもって地主の土地を没収する政策を停止する。(3) 現在のソビエト政府を取消し、民権政治を実現してもって全国政權統一を期する。(4) 紅軍の名義および番号を取消して国民革命軍に改編し、国民政府軍事委員会の統轄を受け、出動の命令をまち、前線における抗戦の職責を担任する。」と宣言している。(大久保泰・中国共産党史上巻五三五頁上段より引用。同書五三八頁の注(21)によれば、この宣言は、一九四八年版・上海歴史出版社出版・鄒陽編著「国共之間」からの引用であると云う。)
- (4) 前掲「全国ソビエト区代表者大会宣言」参照。なお、福島正夫「中国の法と政治」三五頁は、「リットン卿を团长とする調査団の報告書のなかで、こういっている。この国は、ソ連を除いて他に例のない『自己の法律、軍隊ならびに政府をもち、またその行動領域を有する』共産主義国家であると。」と述べている。
- (5) 中華ソビエト共和国憲法大綱の(二)号参照。前掲中国共産党史資料集5・四五頁。
- (6) 毛沢東選集二巻二九〇頁。
- (7) 前掲中国共産党史資料集7・七一頁―七二頁参照。
- (8) 前掲資料集7・七二頁下段による。
- (9)(10) 同右資料集7・七三頁上段による。